

第3次南房総市障害者計画・ 障害福祉計画（第6期）

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総



令和3年3月

南房総市

ごあいさつ



本市では、これまで「すべての人に優しくやすらぐまち 南房総」をめざし、平成27年3月に市が取り組む障害者施策の基本的方向を定めた「第2次障害者計画」を、平成30年3月に地域の実情に応じた障害福祉サービスの見込量と確保方策を定めた「障害福祉計画(第5期)」を策定し、障害者福祉施策に取り組んでまいりました。

この度、これらの計画期間が満了することから令和3年度から6年間の計画期間とした「障害者計画」と3年間の「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの計画をまとめた「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画(第6期)」を策定いたしました。

障害のある方をとりまく環境はめまぐるしく変化し福祉ニーズは多様化しています。本計画をもとに、これまで推進してきた施策を継続しつつ、地域の実情に応じた利用者本位の福祉サービスの提供を推進し、住み慣れた地域社会と関わりながら安全で安心して生活できる地域共生社会の仕組みづくりに取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、市民の皆様と共に推進していくことが重要であると考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました計画策定委員会の皆様並びにアンケートに御協力いただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

南房総市長 石 井 裕

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨.....	3
第2節	法制度の動向.....	4
第3節	計画の位置づけ.....	7
第4節	計画の期間.....	8
第2章	障害のある人等を取り巻く現状	9
第1節	障害者数の推移.....	11
第2節	南房総市の福祉サービスについて.....	12
第3章	計画策定のための基礎調査結果	19
第1節	障害者福祉アンケート調査結果.....	21
第2節	障害福祉サービス事業者アンケート調査結果.....	32
第4章	課題の整理	37
第5章	計画の基本的な考え方	41
第1節	計画の基本理念.....	43
第2節	計画の基本目標.....	44
第3節	計画の基本的な視点.....	45
第6章	南房総市障害者計画	47
第1節	住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり.....	50
第2節	自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり.....	58
第3節	すべての人にやさしいまちづくり.....	66
第7章	南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画	71
第1節	地域生活移行と就労支援等の成果目標.....	73
第2節	サービス量の見込みと提供体制の確保策.....	79
第8章	計画の推進	97
第1節	計画の推進体制.....	99
第2節	計画の進行管理体制.....	100
参 考 資 料	103	

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国では障害者権利条約の批准に必要な法律の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

また、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

本市では、これまでに「すべての人に優しくやすらぐまち 南房総」をめざす「南房総市障害者計画・障害福祉計画（平成18～20年度）」、「南房総市障害福祉計画（第2期）（平成21年度～23年度）」、「南房総市障害福祉計画（第3期）（平成24年度～26年度）」、「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）（平成27～29年度）」、「南房総市障害福祉計画（第5期）（平成30年度～32年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきたところです。

今回の「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）」は、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、「すべての人に優しくやすらぐまち」の実現を目指して策定するものです。

第2節 法制度の動向

1. 制度改正の動向

障害福祉施策については、支援費制度の導入（平成 15 年度）、障害者自立支援法の施行（平成 18 年度）、障害者総合支援法の施行（平成 25 年度）により障害福祉サービスの提供体制が整備され、「南房総市障害福祉計画（第 3 期）」の改定を行った平成 24 年 3 月以降も様々な法律の改正等が行われています。

○障害者虐待防止法の施行（平成 23 年 6 月制定・平成 24 年 10 月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

○障害者総合支援法の制定・施行（平成 24 年 6 月制定・平成 25 年 4 月・平成 26 年 4 月施行）

障害者基本法の改正を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されました。

この法律では、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援に関する基本理念を新たに掲げるとともに、難病等を障害者の範囲に加えました。

○障害者優先調達推進法の制定・施行（平成 24 年 6 月制定・平成 25 年 4 月施行）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

○精神保健福祉法の改正（平成 25 年 6 月改正・平成 26 年 4 月・平成 28 年 4 月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○障害者雇用促進法の改正

（平成25年6月改正・平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月策定）

障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画であり、計画期間を前計画の10年間（平成15年度～平成24年度）から5年間（平成25年度～平成29年度）に見直すとともに、「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力を発生しました。

○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行）

障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正・施行されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある方の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正・施行されました。

2. 計画策定の背景

国では、平成 23 年 8 月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成 24 年 10 月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障害者が望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズにきめ細かく対応するため、支援の充実を図ることとしています。

◎第 6 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の一部改正について

・ 基本的理念に係る事項の見直しのポイント

地域生活を希望する者が、地域での暮らしを継続することができる体制の確保

関係者の協力による、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保

地域共生社会の実現に向けた、柔軟なサービスの確保、包括的な支援体制の構築

多様なニーズを踏まえた、障害者の社会参加の促進

・ 成果目標（令和 5 年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：R1 年度末施設入所者の 6%以上
- ・ 施設入所者数：R1 年度末の 1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均：316 日以上

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備
- ・ 拠点の機能充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数：R1 年度の 1.27 倍
- ・ 就労移行支援事業利用者：R1 年度の 1.3 倍
- ・ 就労継続支援 A 型事業利用者：R1 年度の 1.26 倍
- ・ 就労継続支援 B 型事業利用者：R1 年度の 1.23 倍
- ・ 一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合：7 割
- ・ 就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合：7 割以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所設置（圏域での設置も可）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等「サービス」を各市町村に少なくとも 1 カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（R5 年度末まで）

⑥ 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保（R5 年度末まで）

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築（R5 年度末まで）

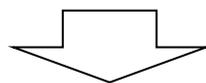
第3節 計画の位置づけ

「南房総市障害者計画・障害福祉計画」は、「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」のそれぞれに定められる南房総市の計画です。

「第2次南房総市障害者計画（平成27～32年度）」、「南房総市障害福祉計画（第5期）（平成30～32年度）」の計画期間が満了することに伴い、両計画の見直し（次期計画策定）を図り、障害者福祉のさらなる推進を目指します。

計画の内容としては、「障害者基本法」に基づく市町村計画であり、南房総市における障害のある人に関わる施策（例えば、福祉サービスの充実、一般就労の促進、コミュニケーション支援、教育・保育の充実など）の基本的方向性を示す「障害者計画」と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく市町村計画であり、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、障害福祉サービスの見込量とその確保方策を定める「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。国の基本指針に即し、県の計画のほか、「第2次南房総市総合計画」「南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとする市の関連計画との整合を図りながら策定します。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方法について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保方策を定める計画
根拠法	障害者基本法（第11条）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
国	障害者基本計画（第4次） 計画期間：平成30年度から5年間	障害福祉計画に係る基本方針
県	第6次千葉県障害者計画 計画期間：平成30年度～32年度	第5期千葉県障害福祉計画 計画期間：平成30年度～32年度
南房総市	第2次南房総市障害者計画 計画期間：平成27年度～32年度	南房総市障害福祉計画（第5期） 計画期間：平成30年度～32年度



一体的に策定

南房総市	第3次南房総市障害者計画 計画期間：令和3年度～8年度	南房総市障害福祉計画（第6期） 計画期間：令和3年度～5年度
------	--------------------------------	-----------------------------------

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、第3次南房総市障害者計画が令和3年度から8年度の6年間、南房総市障害福祉計画（第6期）が令和3年度から5年度までの3年間とします。

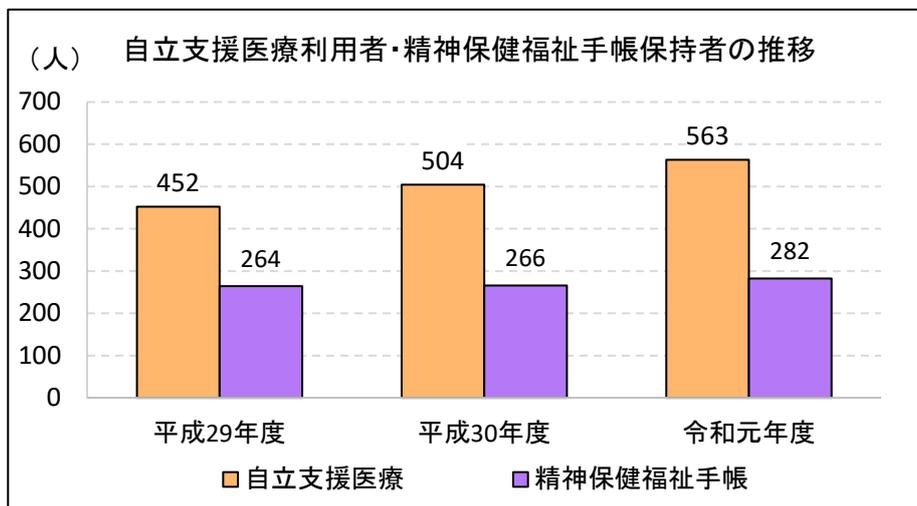
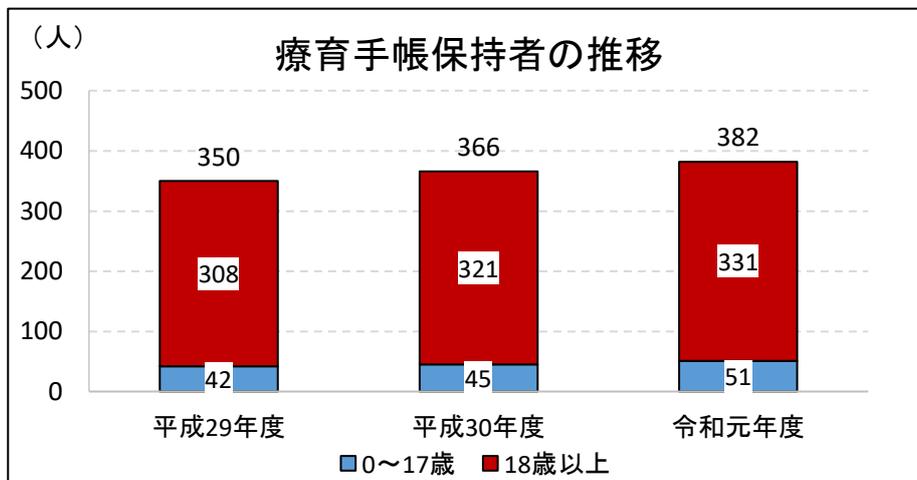
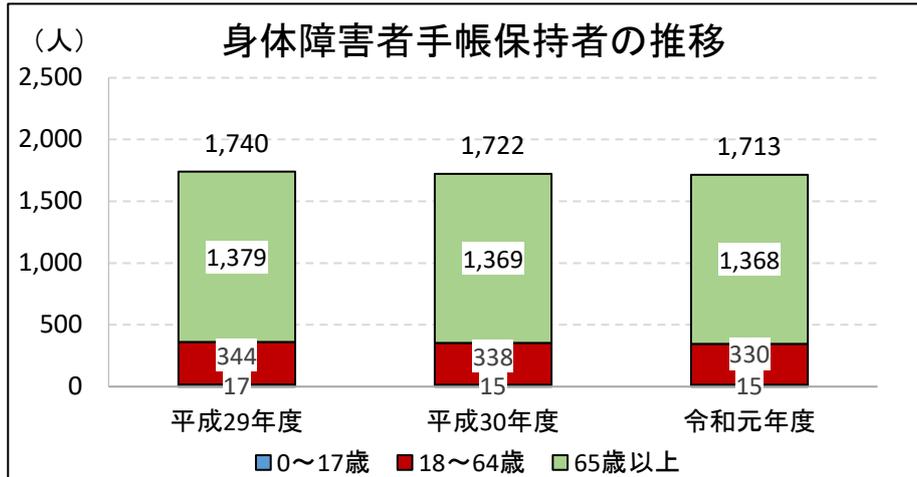
令和 2年度	3	4	5	6	7	令和 8年度
(第2次)	第3次南房総市障害者計画					
(第5期)	南房総市障害福祉計画（第6期）			南房総市障害福祉計画（第7期）		

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第1節 障害者数の推移

- 身体障害者手帳保持者は微減、療育手帳保持者は微増、自立支援医療利用者は増加、精神保健福祉手帳保持者は微増の状況にあります。
- 身体障害者手帳保持者のうち、「65歳以上」の方が8割弱を占めています。



第2節 南房総市の福祉サービスについて

1. 介護給付の利用状況

平成29年度から令和元年度の本市の障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっており、介護給付の利用人数は住居系サービス、日中活動系サービス、住居系サービスともにおおむね増加の傾向となっています。

表 介護給付、訓練等給付などの利用状況

サービス名称		サービス内容	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス	実人数	51	56	53
			延時間	5,822	5,797	6,159
2	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービス	実人数	1	0	0
			延時間	77	0	0
3	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
4	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
5	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス	実人数	0	1	1
			延時間	0	34	223
6	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス	実人数	2	2	2
			延時間	620	687	668
7	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス	実人数	144	157	160
			延人日	27,929	29,198	31,088
8	短期入所	在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス	実人数	38	38	39
			延人日	2,321	2,353	2,764
9	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス	実人数	61	62	63
			延人日	21,173	21,295	21,569

サービス名称		サービス内容	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
10	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス	実人数	81	96	107
			延人日	25,523	30,313	33,255
11	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービス	実人数	—	0	0
			延人日	—	—	—
12	宿泊型自立訓練	障害者に対し、居室等の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を提供	実人数	11	10	14
			延人日	2,244	2,183	2,390
13	自立訓練 (機能訓練)	自立した生活を営むことができるような身体機能向上のための訓練	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
14	自立訓練 (生活訓練)	自立した生活を営むことができるような生活能力向上のための訓練	実人数	25	24	25
			延人日	2,337	2,087	1,752
15	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	8	10	8
			延人日	1,048	771	657
16	就労移行支援 (養成施設)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の受験資格を得るための職業訓練	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
17	就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービス	実人数	—	0	1
			延人日	—	—	—
18	就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	11	9	9
			延人日	2,344	2,073	2,136
19	就労継続支援B型	一般就労やA型での就労に適應できない人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	121	122	132
			延人日	20,219	21,074	22,004
20	計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	224	139	169
			—	—	—	—

サービス名称		サービス内容	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
21	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域移行に向けた支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-
22	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-
23	障害児相談支援	サービス等利用計画について、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	25	21	32
			—	-	-	-
24	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス	実人数	7	8	6
			延人日	229	228	71
25	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス	実人数	1	1	0
			延人日	32	3	0
26	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス	実人数	30	37	37
			延人日	2,791	3,669	3,732
27	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス	実人数	0	2	2
			延人日	0	2	2

2. 地域生活支援事業の利用状況

平成 29 年度から令和元年度の地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりとなっています。

表 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	サービスの内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		延人数 (年)	延人数 (年)	延人数 (年)
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う。	1,184	1,112	2,241

サービス名	サービスの内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数
地域活動支援センター事業 (I 型)	障害者などが通所することにより、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、日中活動の場及び社会との交流を促進する場を提供する。	2.64	3.36	3.56
地域活動支援センター事業 (Ⅲ型) オレンジハウス鴨川		1.55	1.35	0.57
地域活動支援センター事業 (Ⅲ型) 茶の間トミー		—	1.00	2.19

サービス名	サービスの内容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		実人数	助成額 (千円)	実人数	助成額 (千円)	実人数	助成額 (千円)
福祉タクシー 利用助成	重度障害者(児)の人が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部又は全部を助成する。	79	849	83	901	78	893

サービス名	サービスの内容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)
成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用(後見人等の報酬等)を支援する。	4		3		4	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行う。	0		0		0	
訪問入浴サービス 事業	入浴困難な在宅の障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行う。	1	55	2	67	3	111
自動車運転免許取得 助成事業	障害者の就労など社会参加ため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	2		0		0	
身体障害者自動車 改造費助成事業	重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成する。	1		0		0	
知的障害者職親委 託事業	知的障害者を一定期間、職親(事業経営者など)に預けて生活指導及び技能習得訓練を行う。	1		1		1	

サービス名	サービスの内容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)
意思疎通支援事業 (旧コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行う。	5	103	5	194	6	139

サービス名	サービスの内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数
日中一時支援事業	日中監護する人がいなく、一時的に見守りが必要な障害者を支援する。	10	327	9	428	10	460

日常生活用具給付等事業	内容	平成29年度 (件)	平成30年度 (件)	令和元年度 (件)
介護・訓練支援用具	在宅の重度障害者（児）に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。	2	7	3
自立生活支援用具		5	4	1
在宅療養等支援用具		5	4	1
情報・意思疎通支援用具		14	8	5
排泄管理支援用具		1,151	1,022	1,121
居宅生活動作補助用具		1	1	0
合計		1,178	1,046	1,131

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第1節 障害者福祉アンケート調査結果

1. 調査期間

令和2年9月～10月

2. 調査の対象

調査は、①身体障害者（65歳未満の身体障害者手帳保持者）、②知的障害者（療育手帳保持者）、③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者及び自立支援医療（精神通院）利用者）を対象としました。

3. 配布・回収数

郵送により配布・回収しました。配布・回収数は次のとおりです。

表 配布・回収数

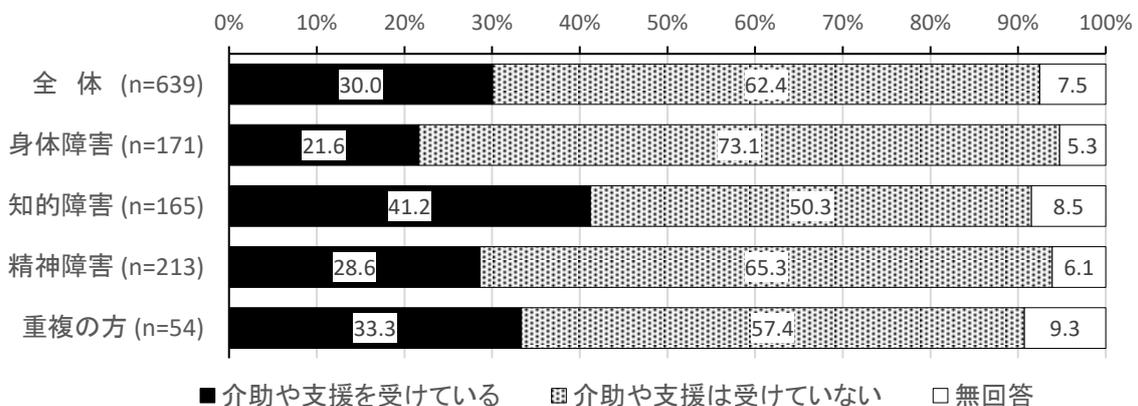
	合計
配布数	1,139 票
回収数	640 票
回収率	56.2%

4. 調査結果

①家族や親戚などによる介助や支援の有無（問 14）

- 全体では「介助や支援は受けていない方」が6割以上を占めています。
- 「介助や支援を受けている」は知的障害で4割以上と高くなっています。

図 家族や親戚などによる介助や支援の有無

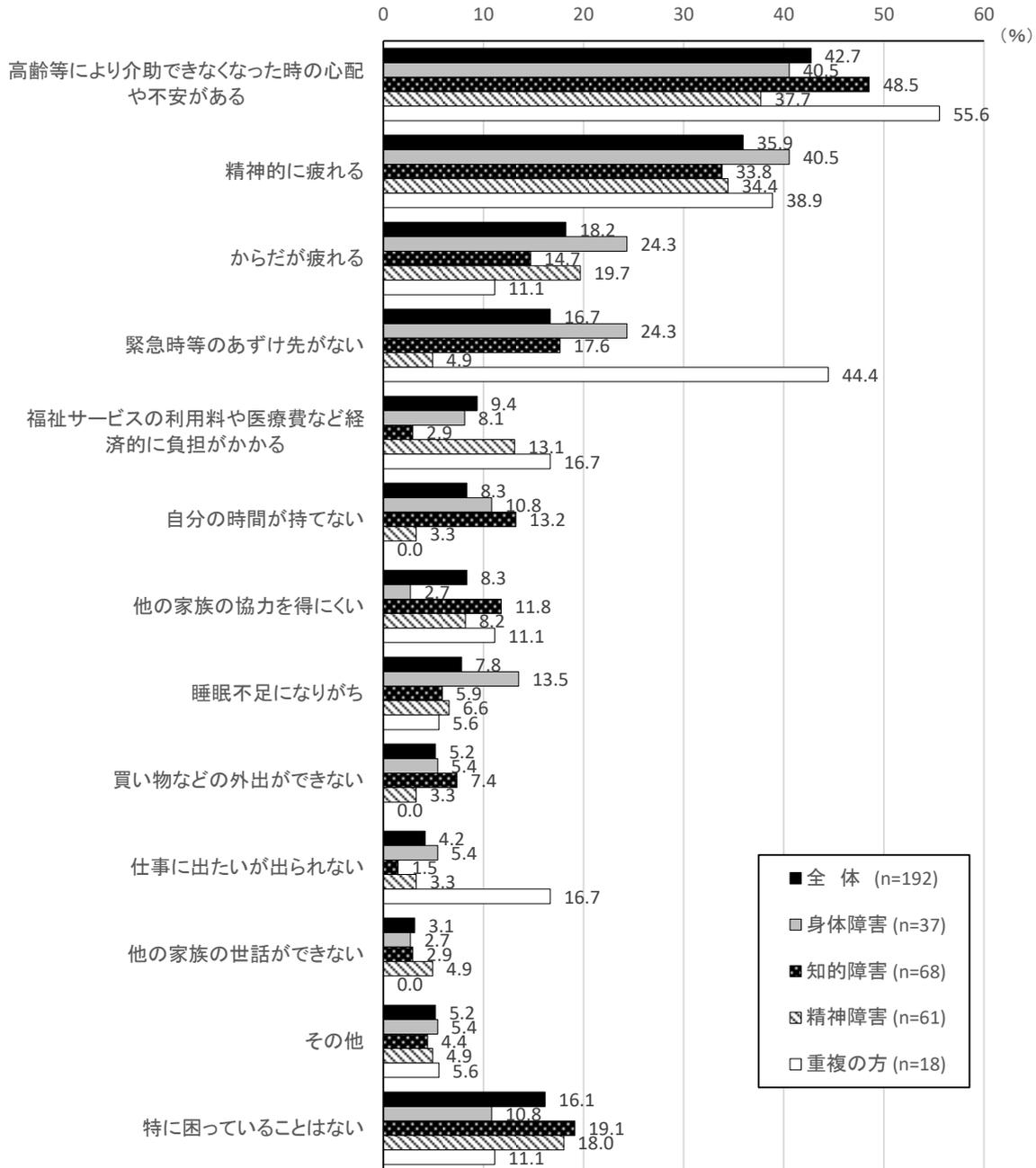


※グラフ中の「n」は、質問に対する回答者総数を表します。
手帳の種類を答えていない方、重複の方がいるため「n」の合計は一致しません。

②介助者・支援者が困っていること（問 17）

○全体では「高齢等により介助できなくなった時の心配や不安がある」が高くなっています。
 ○障害別で見ると、知的障害では「高齢等により介助できなくなった時の心配や不安がある」が5割近くで最も高くなっています。

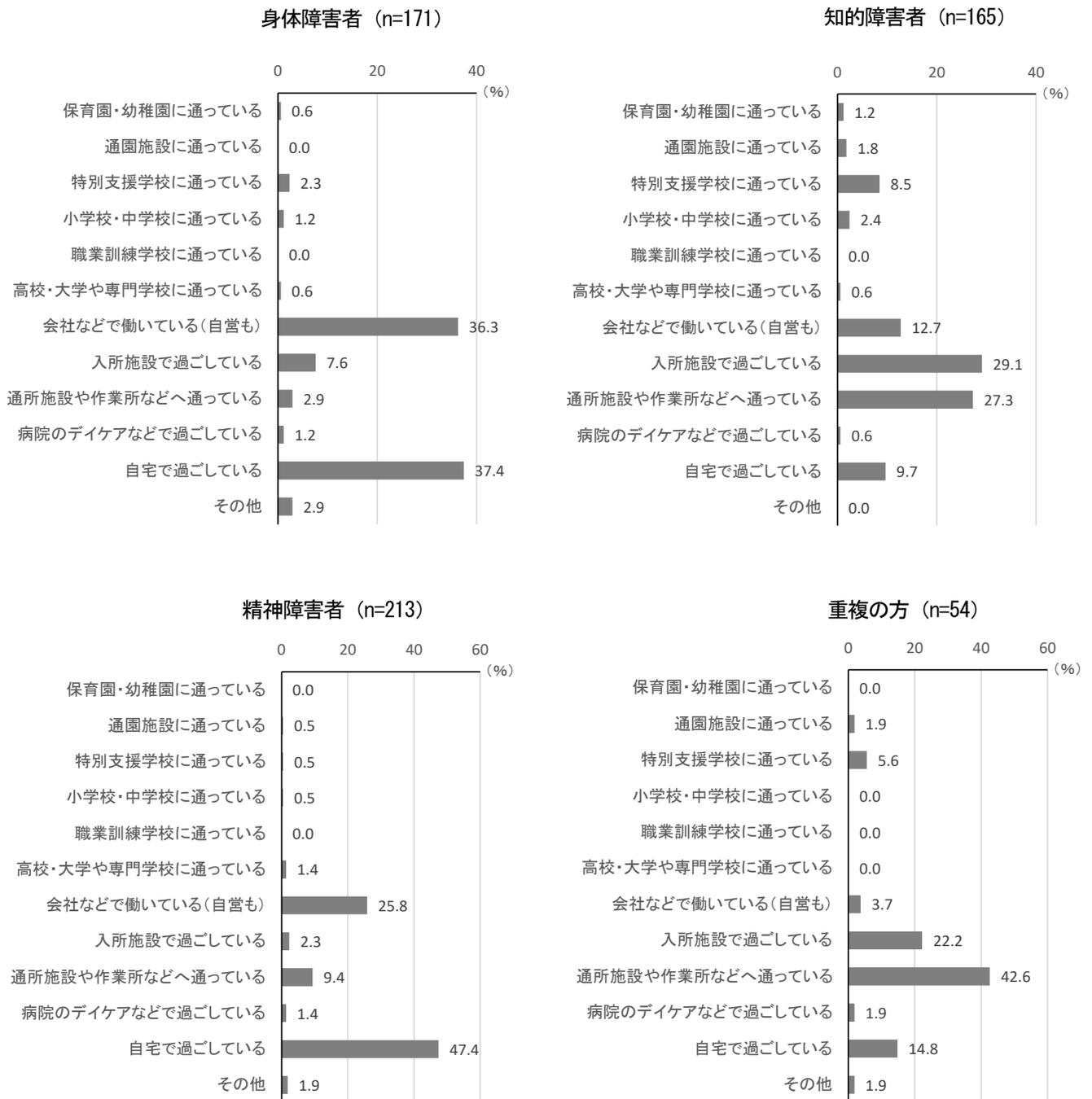
図 介助者・支援者が困っていること



③日中の過ごし方 (問 18)

○身体障害では「会社などで働いている」「自宅で過ごしている」が3割台で高くなっています。
 ○知的障害では「入所施設で過ごしている」「通所施設や作業所などへ通っている」が2割以上で高くなっています。
 ○精神障害では「自宅で過ごしている」が約5割で高くなっています。

図 日中の過ごし方

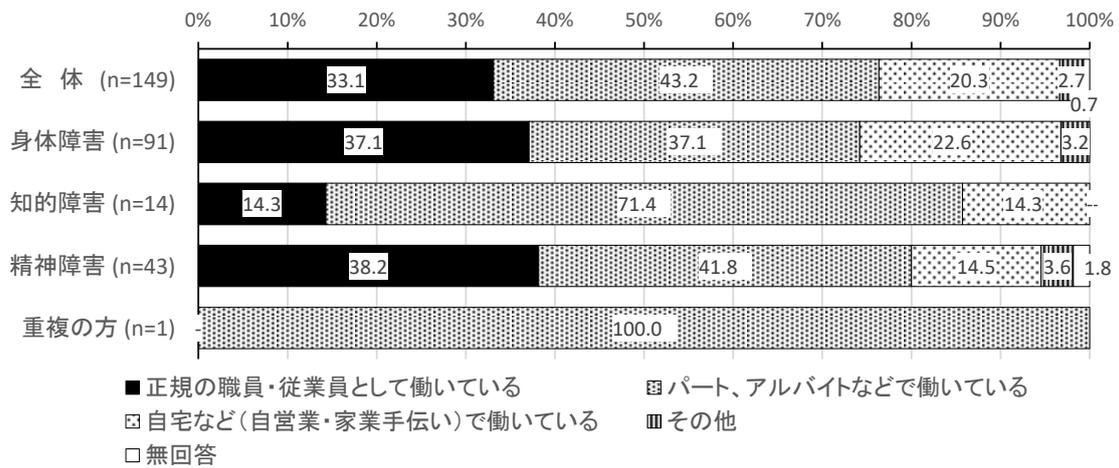


④現在の就労形態（問21）

○全体では「正規の職員・従業員として働いている」が3割、「パート、アルバイトなどで働いている」が4割を超えています。

○障害別で見ると、身体障害、精神障害では「正規の職員・従業員として働いている」の割合が比較的高く、知的障害では「パート、アルバイトなどで働いている」の割合が高くなっています。

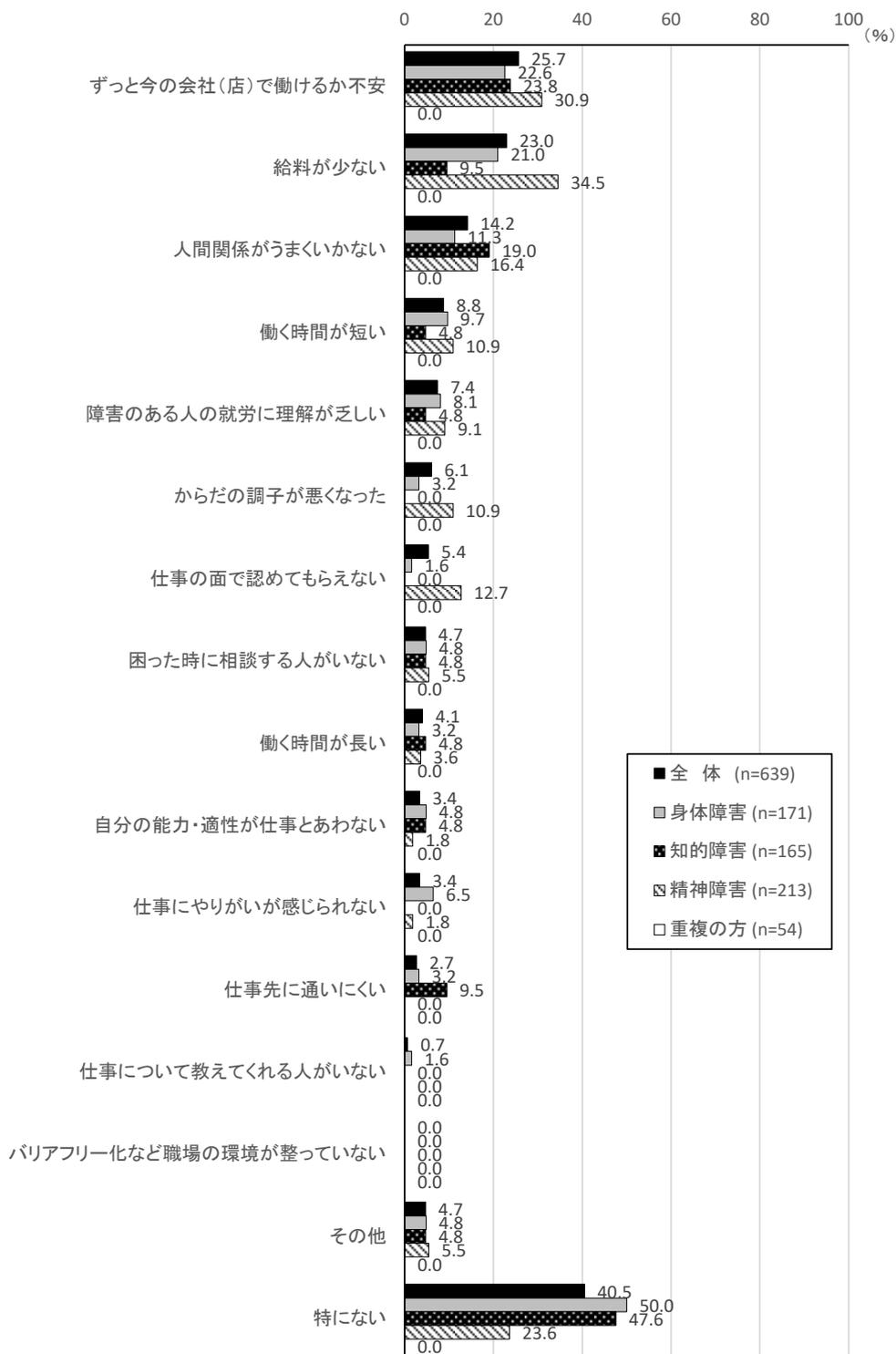
図 現在の就労形態



⑤仕事で困ったり不満に思うこと（問 23）

○全体では「ずっと今の会社（店）で働けるか不安」の割合が高くなっています。
 ○障害別では、精神障害で「給料が少ない」「ずっと今の会社（店）で働けるか不安」の割合が高くなっています。

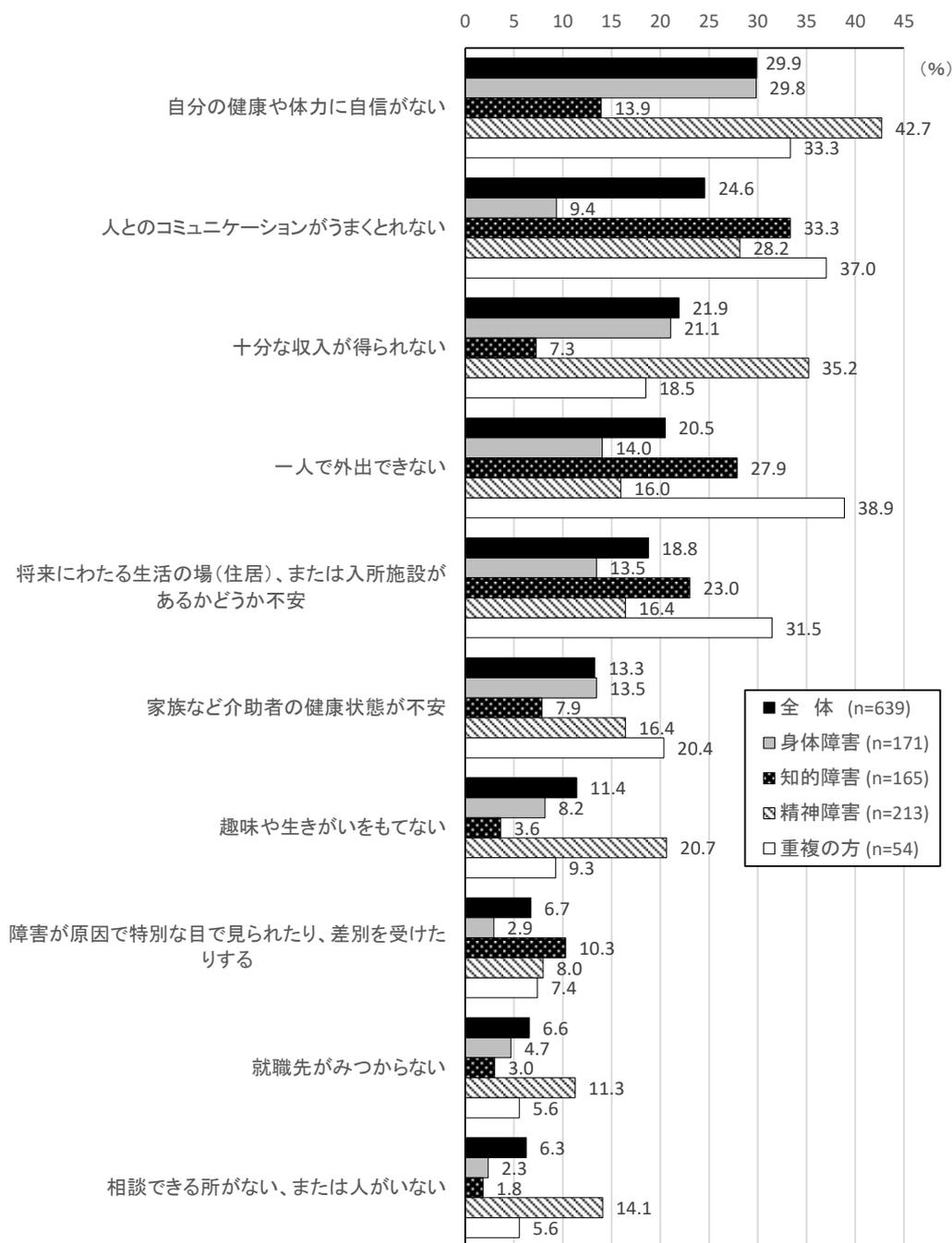
図 仕事で困ったり不満に思うこと



◎現在の生活で困っていること（問25）

○全体では「自分の健康や体力に自信がない」が3割近くで高くなっており、次いで、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「十分な収入が得られない」となっています。
 ○障害別で見ると、精神障害では「自分の健康や体力に自信がない」が4割を超え最も高くなっています。

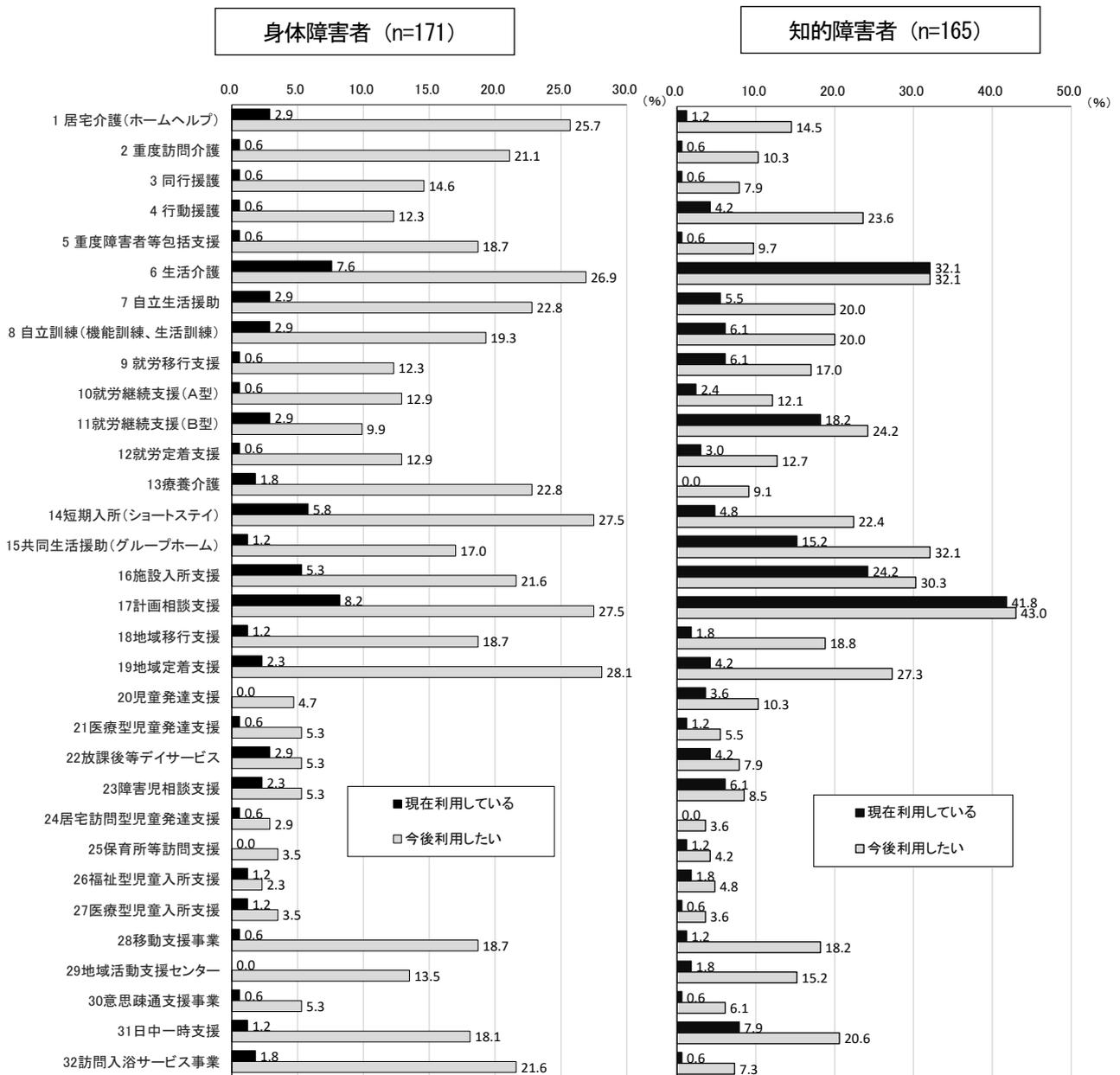
図 現在の生活で困っていること



⑦福祉サービスの利用状況と利用意向（問26）

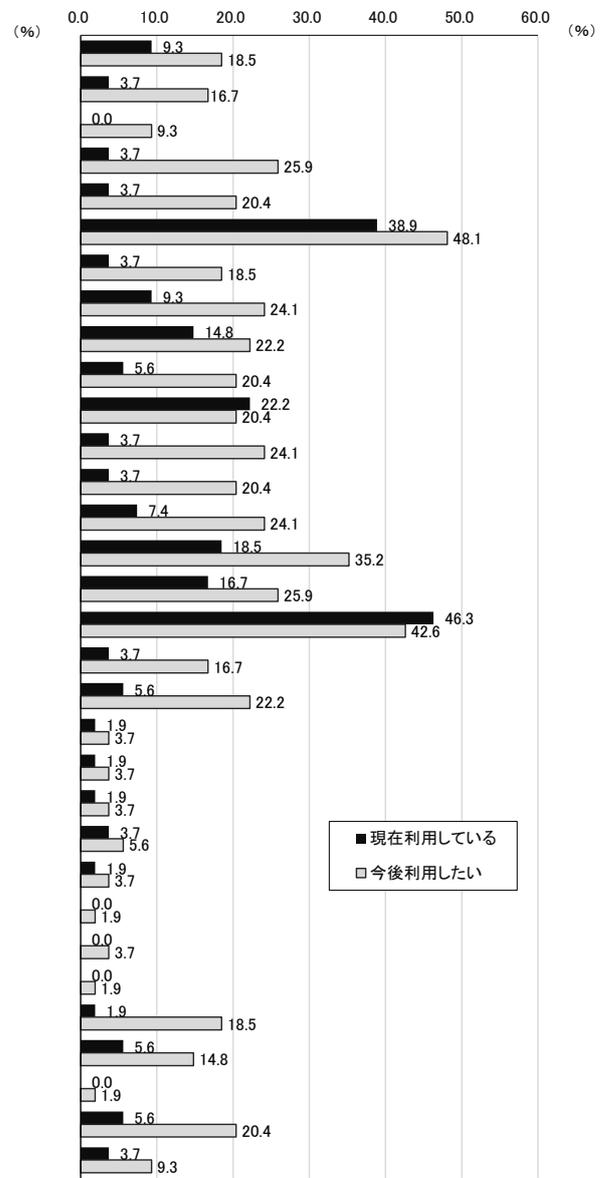
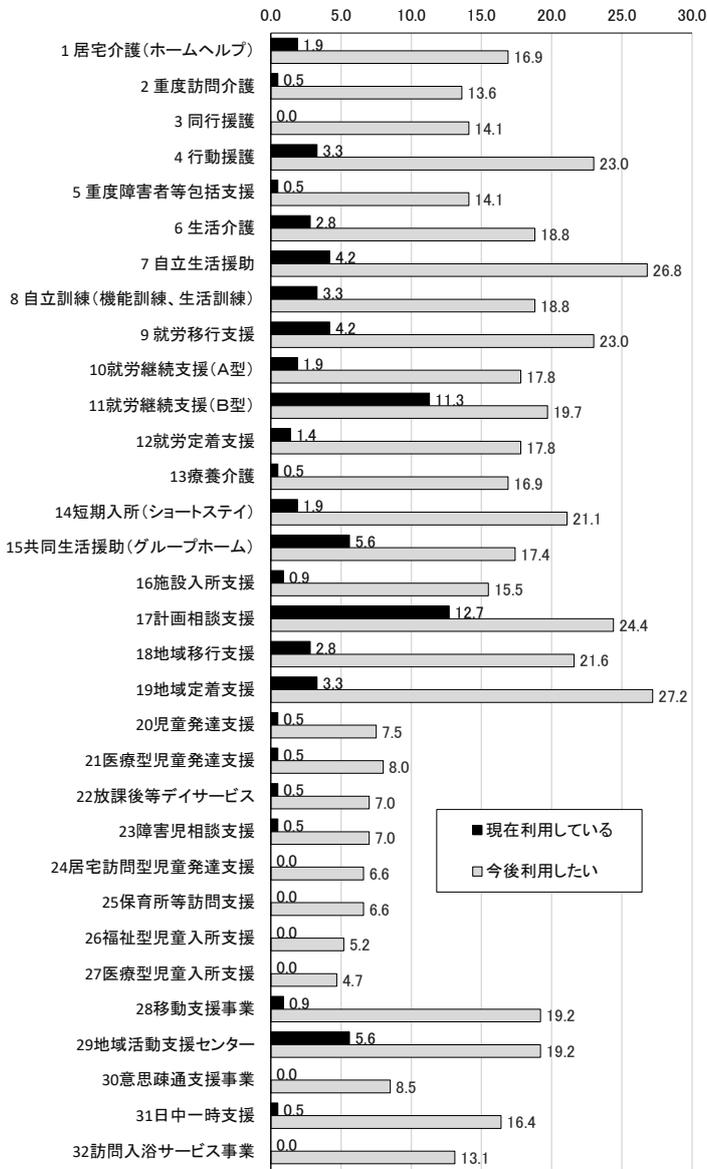
○身体障害では現状の利用は低いものの、地域定着支援や短期入所などの利用意向が高くなっています。
 ○知的障害では計画相談支援や生活介護の現状利用と利用意向が高くなっています。
 ○精神障害では現状の利用は低いものの、地域定着支援や自立生活援助などの利用意向が高くなっています。

図 福祉サービスの利用状況と利用意向



精神障害者 (n=213)

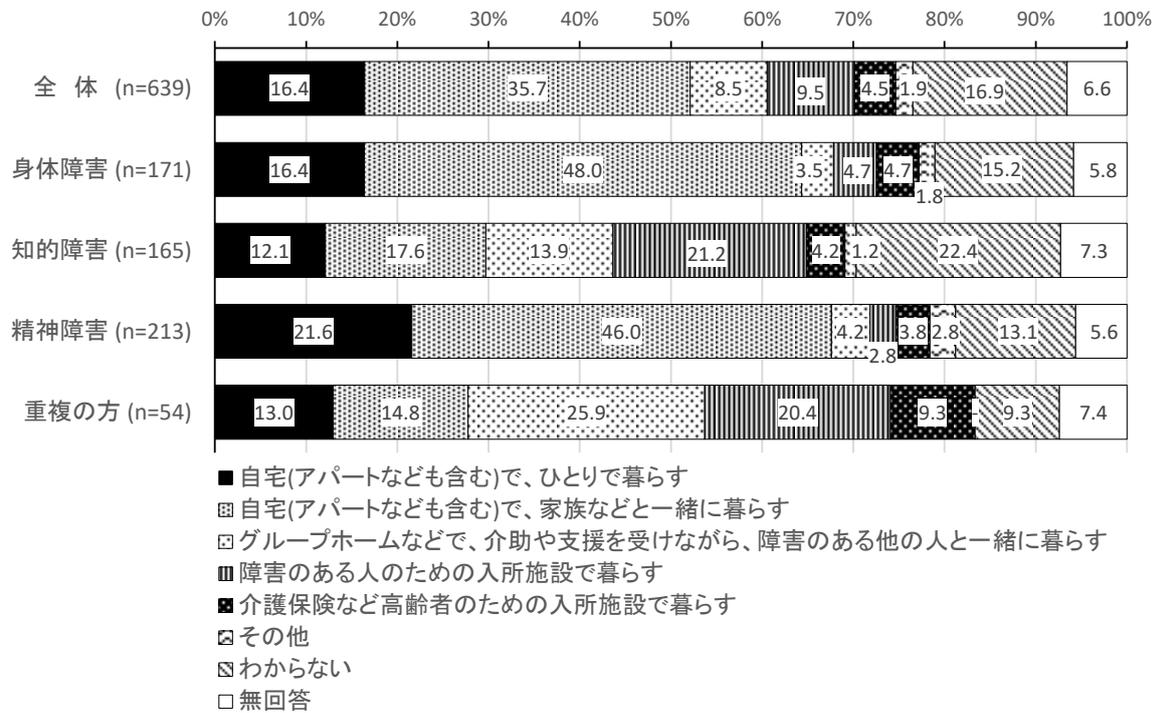
重複の方 (n=54)



⑧将来の暮らし方 (問 28)

○全体では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が3割半ばで高くなっています。
 ○障害別では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が身体障害と精神障害で4割を超え高くなっています。

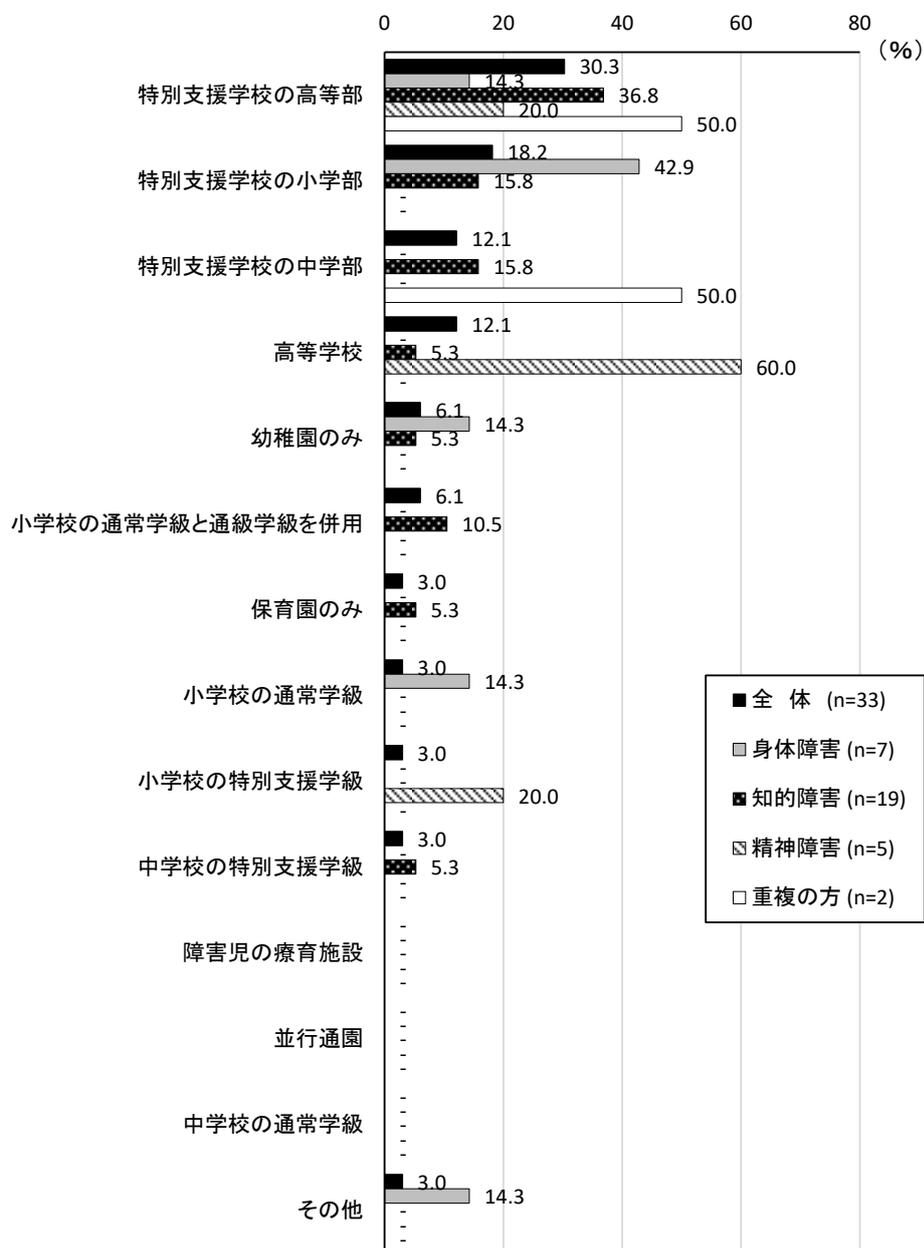
図 将来の暮らし方



⑨通園・通学先（問32）

○全体では「特別支援学校の高等部」が3割を超え高くなっています。
 ○障害別では精神障害で「高等学校」が、6割で高くなっています。

図 通園・通学先

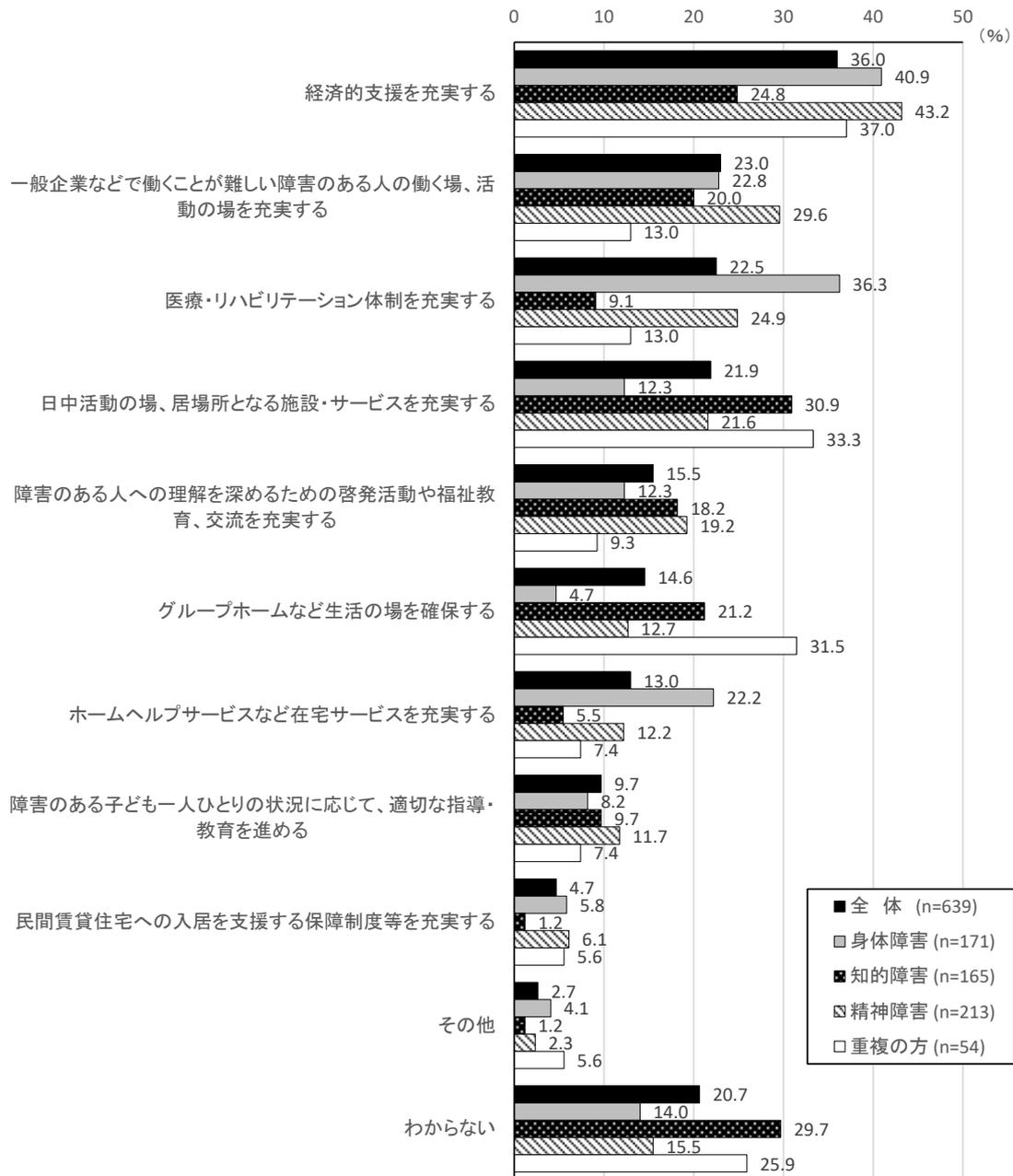


⑩自立した生活を送るために、充実させるべき施策（問42）

○全体では「経済的支援を充実する」が3割半ばで最も高くなっており、次いで、「一般企業などで働くことが難しい障害のある人の働く場、活動の場を充実する」「医療・リハビリテーション体制を充実する」となっています。

○障害別では、精神障害で「経済的支援を充実する」が4割半ばで最も高くなっています。

図 充実させるべき施策



第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果

1. 調査概要

令和3～5年度を計画期間とする新しい障害福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、事業所経営やケアの内容についての課題を把握し、計画づくりに反映していくために、事業所アンケートを実施しました。

調査対象は、安房地域の住民が利用している障害福祉サービス事業所の運営団体（千葉市など遠方の入所施設を除く）で、令和2年9月から10月にかけて郵送で実施し、79団体に配布し、49団体から回答を得ました。

表 配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
配布数	79票	49票	62.0%

2. 調査結果

①運営主体（問1）

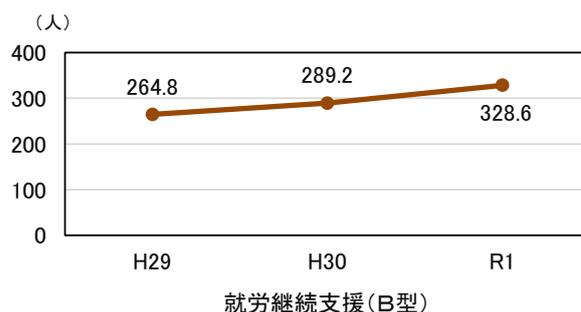
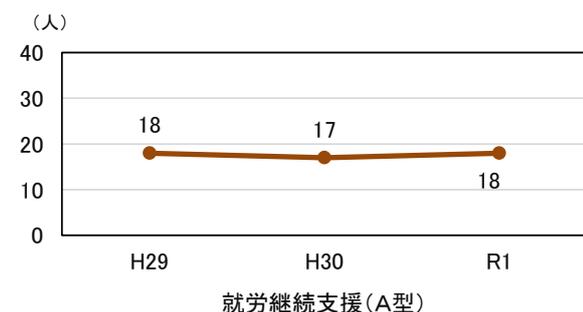
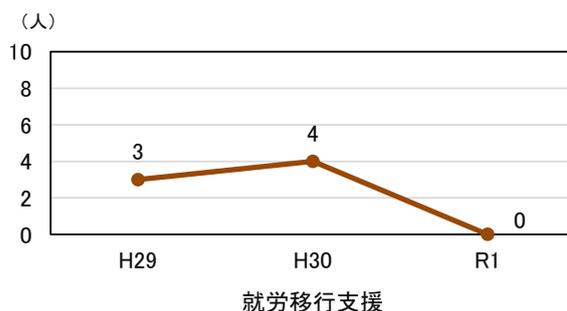
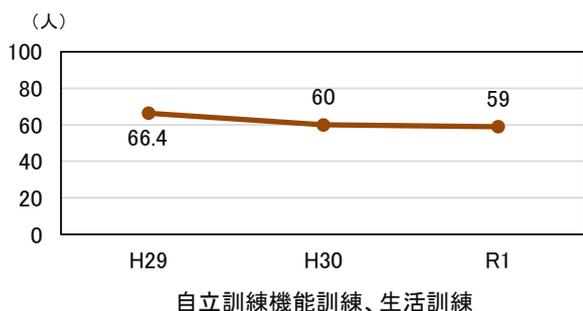
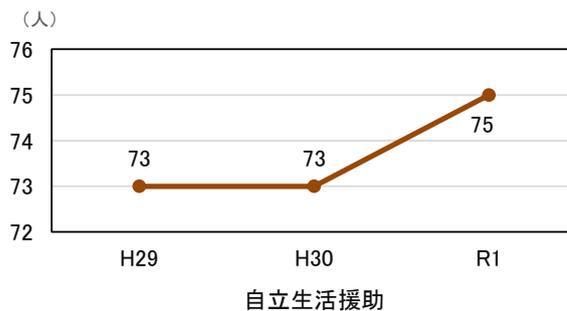
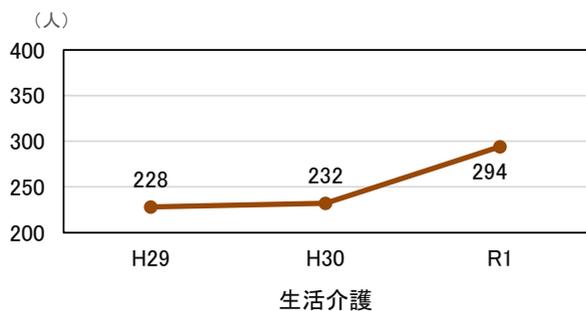
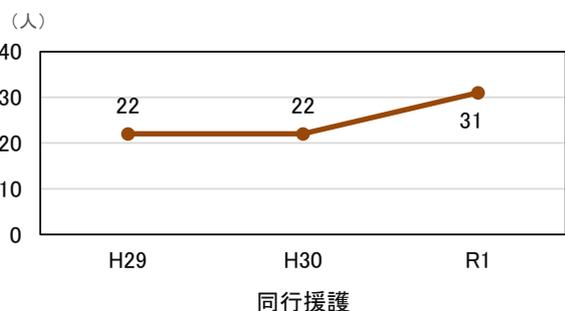
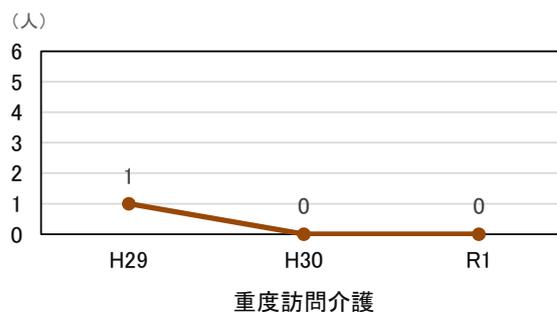
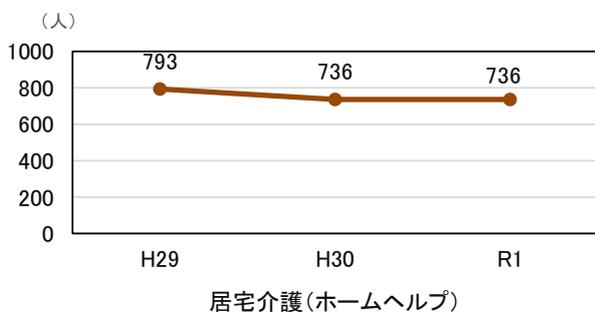
○回答のあった法人の種類は、社会福祉法人が11団体、医療法人が4団体、営利法人が23団体、NPO法人が7団体、その他が4団体です。

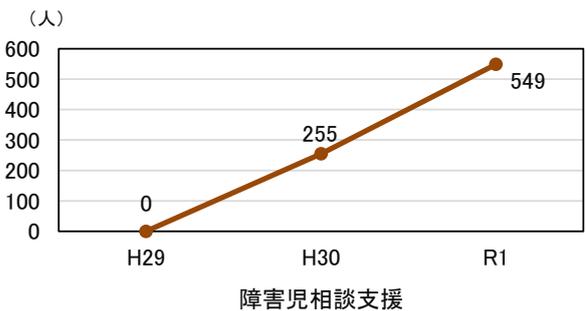
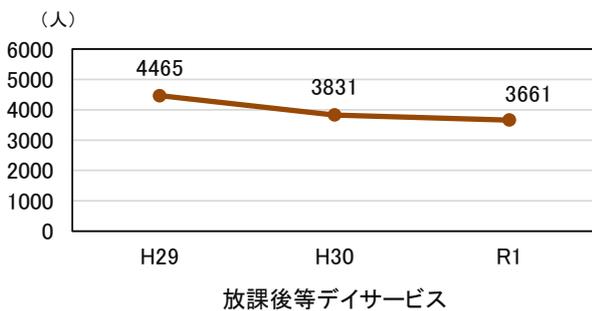
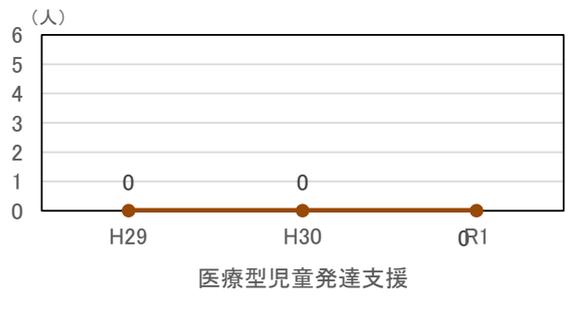
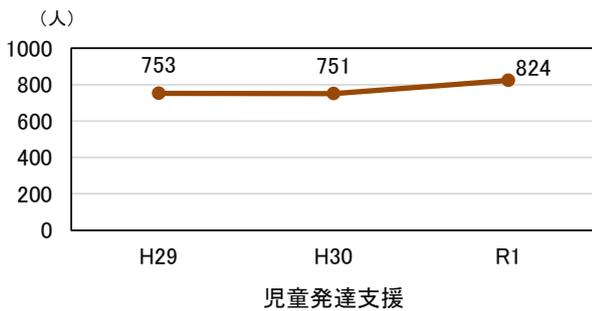
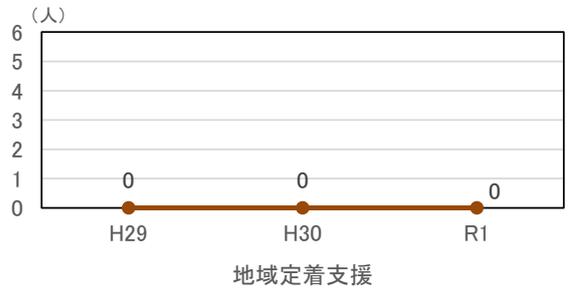
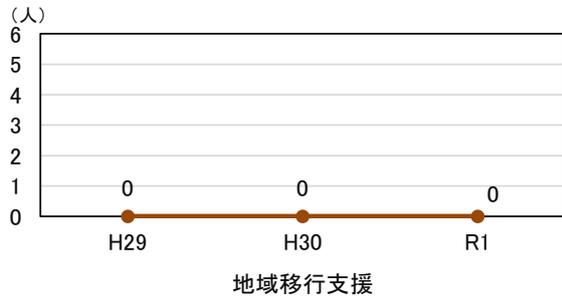
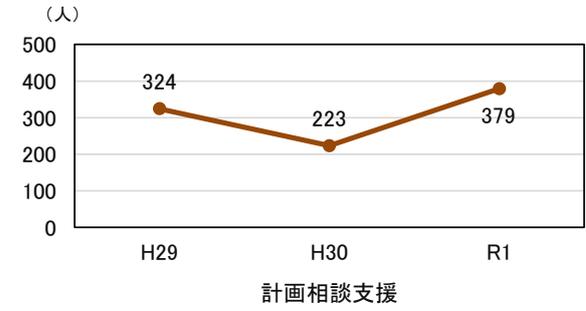
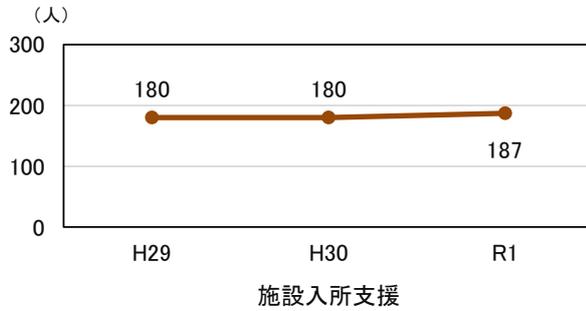
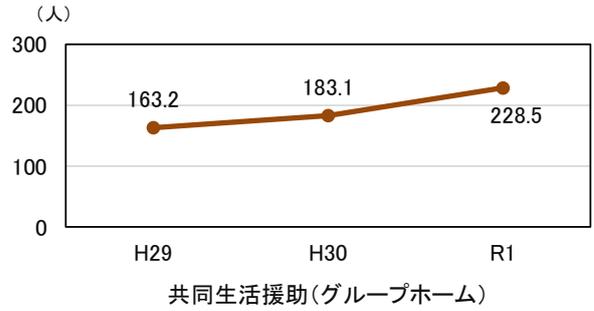
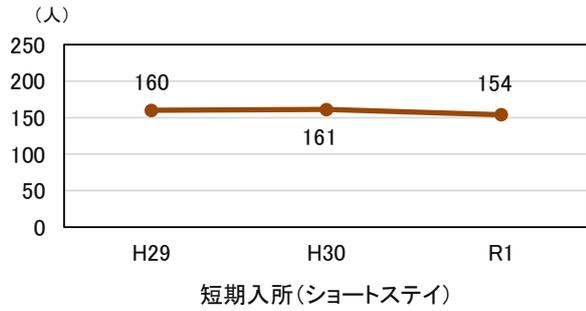
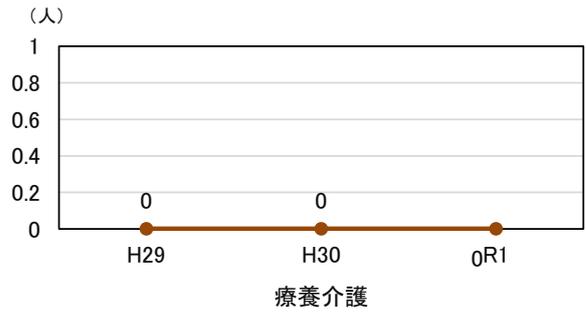
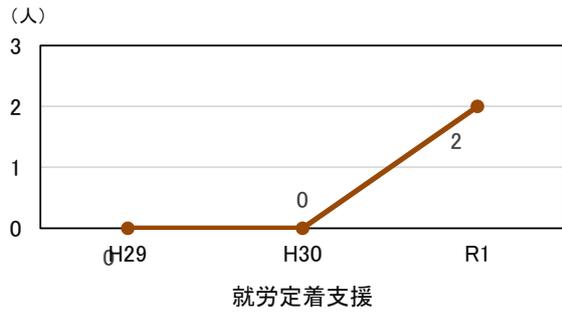
	主な事業所の所在地									
	館山市		鴨川市		南房総市		鋸南町		合計	
	団体	%	団体	%	団体	%	団体	%	団体	%
1 社会福祉法人	6	75.0	2	7.4	1	50.0	2	16.7	11	22.4
2 医療法人（社団・財団）	0	0.0	2	7.4	0	0.0	2	16.7	4	8.2
3 営利法人（有限会社・株式会社）	1	12.5	14	51.9	1	50.0	7	58.3	23	46.9
4 特定非営利活動法人（NPO）	0	0.0	6	22.2	0	0.0	1	8.3	7	14.3
5 その他	1	12.5	3	11.1	0	0.0	0	0.0	4	8.2
合計	8	100.0	27	100.0	2	100.0	12	100.0	49	100.0

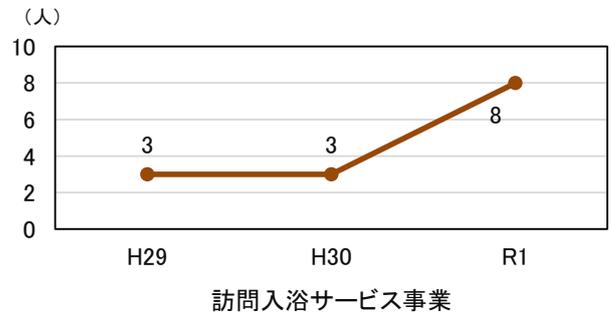
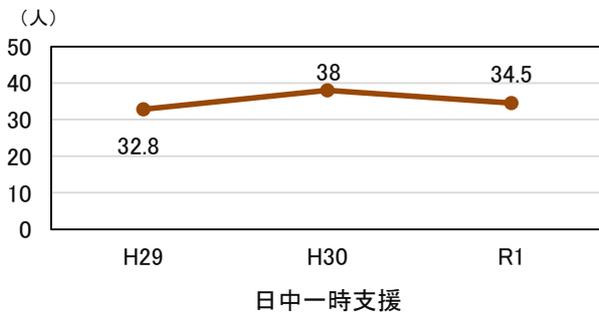
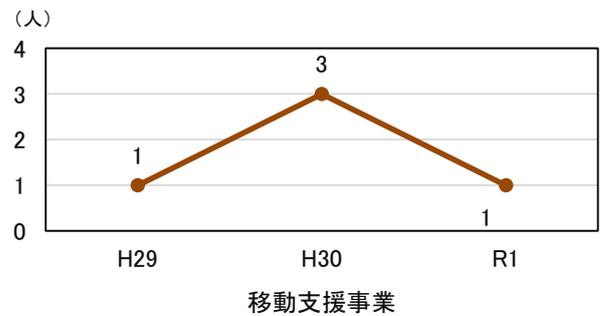
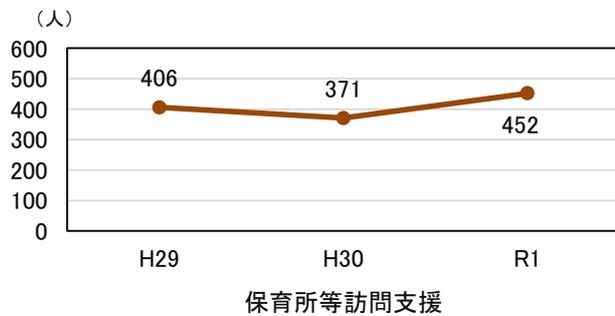
②近年のサービス提供状況（問4）

○平成29年度から令和元年度のサービスの提供状況を見ると、生活介護、就労継続支援（B型）、共同生活援助、障害児相談支援など、増加傾向にある項目が見られます。

図 近年のサービス提供状況







③新規サービスの開始意向（問6）

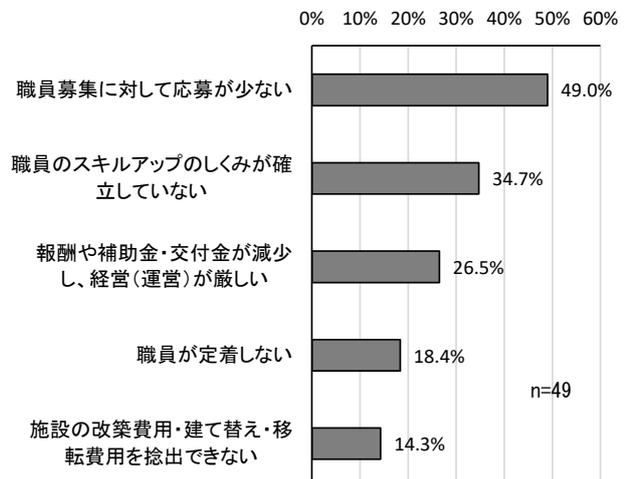
○令和3～5年度の新規サービスの開始意向では、共同生活援助、放課後等デイサービス、生活介護等の意向が見られます。

表 新規サービスの開始意向

主な事業所の所在地	法人の種類	サービス名	定員	年度	場所
館山市	営利法人	共同生活援助	10	4	館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	10	4	館山市内
館山市	営利法人	放課後等デイサービス	5～10	未定	館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	4	3	館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	4	3	館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	6	2	館山市内
南房総市	営利法人	共同生活援助	4	3	館山市内
南房総市	営利法人	共同生活援助	4	3	館山市内
南房総市	特定非営利法人	生活介護	20	4	南房総市内
南房総市	営利法人	共同生活援助	6	3	南房総市内
館山市	営利法人	共同生活援助	7～10	4	館山市内
館山市	営利法人	保育所等訪問支援	未定	未定	館山市内

④事業所経営（運営）における課題（問7）

○事業所経営の課題については、「職員募集に対して応募が少ない」が約5割で最も高く、次いで「職員のスキルアップのしくみが確立していない」「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」となっています。



第4章 課題の整理

第4章 課題の整理

1. 生きがいづくりのための「場」の充実

障害のある人が自らの能力を生かしながら、いきいきと生活でき、生きがいを実感できる地域社会を実現するため、障害者基本法第4条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充を図ることが求められています。

2. 就労支援の充実

「働く」ことは、生活していくための収入を得るだけでなく、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っており、障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

3. 地域生活支援の充実

障害のある方への住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援体制が求められています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特に必要とされているサービスの提供の充実に取り組みます。

4. 相談支援体制の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

障害のある人が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所のさらなる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。

5. 障害のある子どもへの支援体制の充実

自閉症など発達障害に関する知識の普及に伴い、これまで障害があると認識されていなかった人についての相談・支援ニーズが増えています。

障害の早期発見と早期対応、早期療育は重要であり、また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継を心がけ、支援の切れ目がないように配慮していくことも求められています。

障害のある子どもへの、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援、発達支援、就労支援等の支援体制の充実を図る必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では、障害のある人のその人らしい自立と社会参加をめざし、「ノーマライゼーション[※]」、「ソーシャルインクルージョン[※]」の推進のために以下の理念を掲げ、地域の基盤を整備していくものとします。

※ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、だれもが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

※ソーシャルインクルージョン…障害のある・なしにかかわらず地域で当たり前の生活を送ることができるよう、ともに生きる福祉社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念をより広く、深くしていこうとする考え方。「ともに生き」、さらに「ともに支え合う」社会をめざすもの。

1. 自己決定と自己選択の尊重と支援

障害のある人がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活ができる社会の実現をめざします。

2. 協働、参画する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として地域の中で当たり前に生活できる社会を障害者、地域、行政がともにつくる社会の実現をめざします。

3. 安全で安心して快適に暮らせるまちの実現

障害のある人が、ハード・ソフトの両面において社会のあらゆるバリア（障壁）によって地域生活を妨げられることがなく、安全で安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。

以上の内容を端的に表現する本計画の「目標像（社会像）」を

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総

として、本計画のキャッチフレーズとして進めます。

第2節 計画の基本目標

「自己決定と自己選択の尊重と支援」、「協働、参画する社会の創造」、「安全で安心して快適に暮らせるまちの実現」の3つの基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として掲げます。

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

「ノーマライゼーション」の基本でもある地域でのその人らしい自立生活の実現をめざします。自立生活を支えるサービス基盤の整備とともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な自己決定や選択ができる支援体制を整備します。

2. 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

生きがいを持って輝いて生きるためには、就労・日中活動の場やスポーツ・文化活動の場などが重要です。社会参加を実現し、生きがいを持って生活を送れるための「活動の場」を整備します。

3. すべての人にやさしいまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、市民だれもが安全で安心して快適に暮らせる地域社会を実現するためにハード・ソフト両面のバリアを取り除いていく必要があります。心や情報面などを含めた様々なバリアの解消を図るとともに、「ユニバーサルデザイン[※]」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン…「バリアフリー」は、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにデザインするという考え方。

第3節 計画の基本的な視点

計画の「基本理念」「基本目標」を実現するために、次の5つの基本的視点を基に、本計画に定める施策・事業に取り組みます。

1. 障害のある人自らの意思と判断の尊重

障害のある人は単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体であって、それぞれの人生の主役です。

障害のある人が自ら生活する場所を選択し、必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスを支援する体制の整備を目指します。

2. 障害種別、ライフステージ*によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を目指します。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある方がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

3. 地域社会全体での支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、継続して生活していくためには、すべての人が障害や障害のある人への理解を深め、地域社会全体（市民・地域・行政）で取り組みを目指します。

4. 障害のある子どもへの支援体制の整備

発達過程において特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。また、要配慮児童とその保護者等に対し、ライフステージを通じ、効果的で切れ目のない支援を提供するための体制整備を目指します。

5. 安心して暮らせるまちづくりの推進

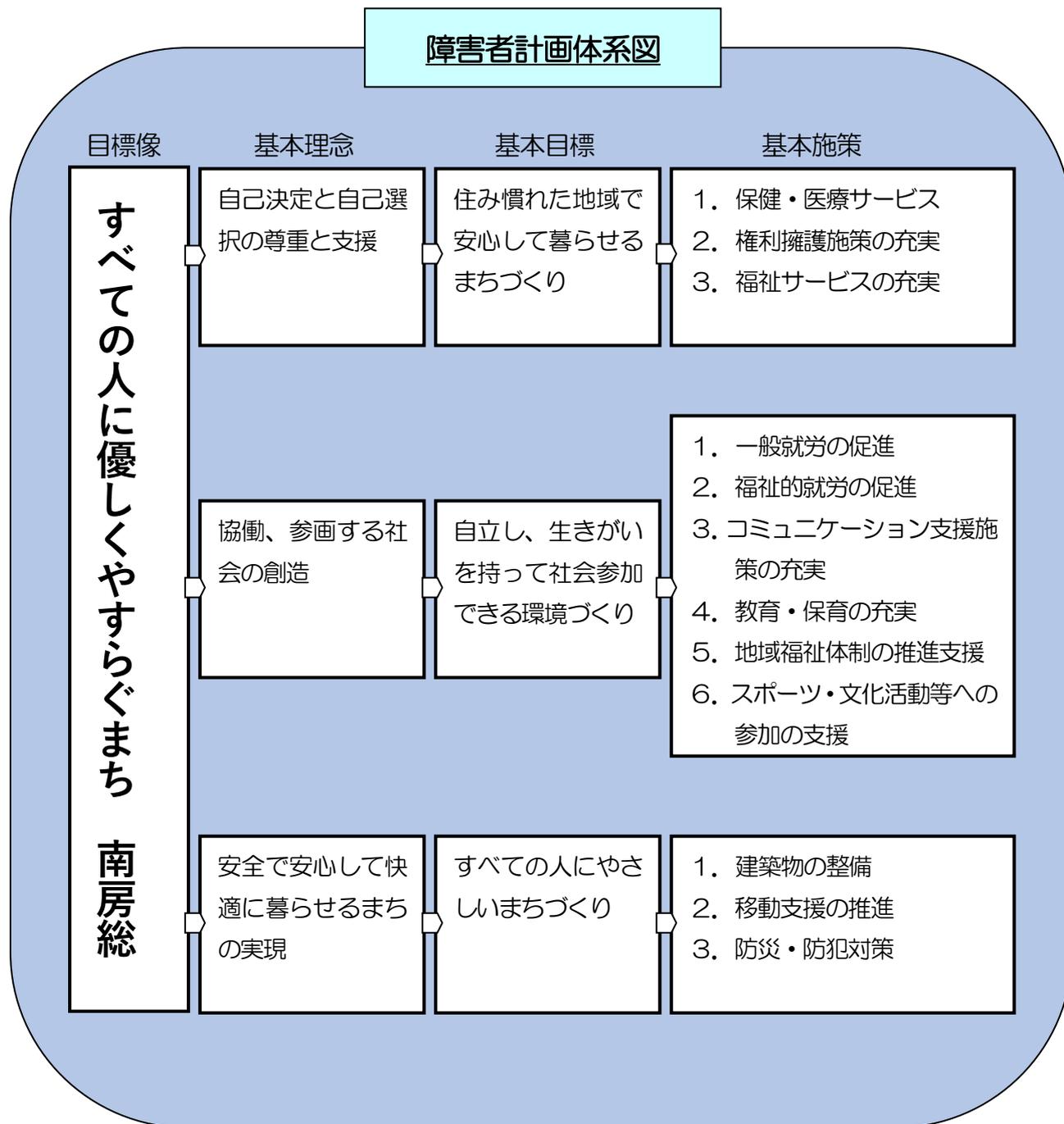
障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会参加をしていくため、地域で気軽に相談ができる環境整備や障害福祉サービスなどに関する情報提供の充実、公共施設等のバリアフリー化を目指すとともに、災害等の緊急時の要支援者を支援するための福祉関係機関との連携を図ります。

※ライフステージ…年齢に伴い変化する生活段階や年代別の生活状況のこと。主に乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に区分される。

第6章 南房総市障害者計画

第6章 南房総市障害者計画

本計画の施策体系は以下のとおりとします。



1. 保健・医療サービス

【現況と課題】

障害の原因となる各種疾病を早期に発見し、治療や療育・訓練を行うことは、障害の軽減と重度化を防止する上で大変重要なことです。

本市では、乳幼児を対象とした、健康診査、相談・教室などの育児支援事業を通して、発育・発達のスクリーニングに努めています。また、健康管理上の問題が発見された場合は、関係機関と連携しながら支援をしています。

障害発見後の専門的な相談体制の確立や、療育に関する指導・訓練を実施していく体制整備を行っていくことが課題です。さらに早期発見につなげるよう、妊娠期から乳幼児期、就学期までの一貫した母子健康施策の充実を図る必要があります。

一方、近年は生活習慣に起因する疾病や、生活習慣病を基礎疾患にした中高年期以降の障害の発生が顕著に増えています。本市では、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、健康上の問題がある市民に対する事後指導を実施しています。しかし、現状は、高齢化の進行により、脳血管疾患や心臓疾患などの生活習慣病による慢性疾患を有する人が増加しています。

【今後の考え方】

- 発育・発達の遅れのある児童に対し、保健、福祉、教育、子育てなどの関連各課及び機関の連携を図り、発達支援体制の確立を図ります。
- 障害の原因となる各種疾病の予防に引き続き取り組みます。
- 精神障害者や難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や保健所と連携を図ります。

【具体的な施策・事業】：①障害の予防・軽減対策の推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見の推進	健康診査を充実させ、生活習慣病予備軍に対する生活習慣改善を図るとともに有病者・予備軍の減少に努めます。 また、がんの早期発見・治療に向け検診を推進します。そのため、受診率の向上を図るとともに事後指導の充実に努めます。	健康支援課
訪問指導の充実	保健師・管理栄養士などによる指導を推進し、家庭における日常生活の充実に促進します。 また、定期的な訪問を可能にするための体制づくりに努めます。	健康支援課
保健相談・教室の充実	健康診査の受診者に、健康の保持増進の情報を提供するとともに、生活習慣病予備軍の方へ生活習慣の行動変容に向けた保健指導に努めます。 また、栄養・保健などの健康相談・訪問の体制の確保に努めます。	健康支援課
健康診査・検診体制の充実	健康診査を受けられるよう、健診機会の確保を図り、受診を促進します。 また、医療機関との連携による健康管理の充実に促進します。	健康支援課
介護予防の推進	広く一般の高齢者の健康の保持増進を支援します。また、高齢者や障害者に対し、閉じこもり予防や生活力の低下予防として、ボランティアの協力を得ながら介護予防事業を推進していきます。	健康支援課

【具体的な施策・事業】：②早期療育体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
早期発見・早期対応の推進	乳児、1歳6か月児、3歳児などの健康診査を行い、発育発達を確認します。疾病や障害を早期発見するため、受診率の向上及び未受診者の把握に努めます。 育児や発達の遅れに不安を持つ保護者に対する相談支援、訪問指導など、母子保健の充実に図ります。保健師・市特別支援教育専門家チーム相談員など専門職員による療育相談や交流・保育を中心とした母子への支援等を実施し、相談体制の充実に図ります。	社会福祉課 健康支援課 子ども教育課
相談・支援体制の充実	児童相談所などの関係機関、関係各課との連携の強化、支援の充実に図ります。 また、臨床心理士など専門職員による相談や、交流・保育を中心とした母子への支援等を実施し、相談体制の充実に図ります。	社会福祉課 健康支援課 子ども教育課

【具体的な施策・事業】：③医療体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
訪問診療の充実	訪問診療の充実、オンライン診療や、地域医療体制の整備を促進します。 また、富山国保病院をはじめ市内の医療機関や安房医師会との連携を図り、医療体制の充実を図ります。	健康支援課 富山国保病院

【具体的な施策・事業】：④精神保健推進と難病患者支援

施策・事業名	事業内容	担当部署
相談支援体制の充実	精神障害者及び難病患者の保健の充実のため、保健所と連携をとりながら、支援の充実を図ります。 また、保健師など専門職員による相談体制の充実を図ります。	健康支援課 社会福祉課
在宅福祉サービス等の充実	在宅介護の必要な難病患者に対し、日常生活用具を給付する等、在宅生活の支援をします。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：⑤医療的ケア児等への支援体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
医療的ケア児等への支援	保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、支援体制を整備していきます。	健康支援課 社会福祉課 子ども教育課

2. 権利擁護施策の充実

【現況と課題】

障害のある人の権利擁護を推進するため、「成年後見制度」及び「日常生活自立支援事業」の周知・利用の促進を図るとともに、身寄りがない障害のある人の保護のために必要がある場合には、市長が法定後見の申し立てを行っています。

だれもが気軽に相談できるよう、相談支援体制を整備する必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人の人権や権利を擁護するため、市民や福祉施設等における啓発事業を積極的に推進するとともに、相談支援体制の整備に努めます。

○安房圏域における地域包括ケアの推進で培われた広域ネットワークを活用し、安房3市1町（館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町）が協力することで、最大限の効果が得られるように成年後見制度の施策を進めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
地域における人権尊重の基礎づくり	障害のある人もない人もともに暮らしやすい地域社会をつくるため、人権を尊重する市民の意識啓発に努めるとともに、人権擁護委員や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などへ相談ができるよう周知に努めます。	社会福祉課
成年後見制度の利用促進	安房3市1町で設置した安房地域権利擁護推進センター（中核機関）を中心に制度に関する専門的な相談や普及啓発を行い、成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。 また、安房3市1町の広域による地域連携ネットワークを強化しチーム（本人を中心に親族、医療、介護、福祉、司法等の関係機関や後見人等）を支援する協議会や中核機関、その他の専門職などと連携を図りやすい地域連携の仕組みを整備します。	社会福祉課 健康支援課
日常生活自立支援事業の推進	障害のある方や高齢の方が安心して自立した地域生活を送るために、福祉サービスの利用に関する支援や財産管理、財産保全等のサービスを行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。	社会福祉協議会
虐待防止・差別解消の取り組み	障害者への虐待防止・差別解消を図るため、相談体制の整備に努めます。	社会福祉課
投票しやすい環境づくり	投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりを一層推進するよう努めます。	選挙管理委員会

3. 福祉サービスの充実

【現況と課題】

市では、これまで、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、補装具費の支給、日常生活用具の給付など福祉サービスの提供を実施・促進してきました。

今後も国や県の施策動向を踏まえ、障害のある人を支援するための福祉サービスを充実させる必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人が在宅においてその人らしく自立した生活が可能となるよう、一人ひとりの状況やニーズに対応するように「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」「補装具費の支給」「自立支援医療」などの各サービスの充実を図るとともに、自立生活を支援するよう総合的に提供していきます。

○障害者の医療費等の一部を支給し、医療費の負担軽減をすることにより、健康の保持と生活の安定を図ります。

【具体的な施策・主な事業】：①福祉サービスの推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
介護給付 (生活支援)	<p>「居宅介護（ホームヘルプ）」により、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を、重度で行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人は、「重度訪問介護」として、同様のサービスと外出時における移動や入院時の支援を行います。</p> <p>「同行援護」により、視覚障害で移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等を、「行動援護」により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。</p> <p>「重度障害者等包括支援」により、介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。</p>	社会福祉課
介護給付 (日中活動)	<p>「短期入所（ショートステイ）」により、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>「療養介護」により、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。</p> <p>「生活介護」により、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p>	社会福祉課

介護給付 (居住支援)	「施設入所支援」により、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	社会福祉課
訓練等給付 (居住支援)	<p>「共同生活援助（グループホーム）」により、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。</p> <p>「自立生活援助」により、「施設入所支援」や「共同生活援助」を受けていた障害者等が、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。</p>	社会福祉課
訓練等給付 (訓練・就労)	<p>一定期間、自立した日常生活又は社会生活ができるよう「自立訓練（機能訓練）」により身体機能を、また、「自立訓練（生活訓練）」により生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。</p> <p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練として雇用契約を結ぶ「就労継続支援A型」、雇用契約を結ばない「就労継続支援B型」の利用支援を行います。</p> <p>「就労移行支援」により、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、「就労定着支援」により、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。</p>	社会福祉課
児童福祉法 (障害児通所)	<p>「児童発達支援」により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。医療の提供がある場合は、「医療型児童発達支援」として支援を行います。また、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児には、「居宅訪問型児童発達支援」により、居宅を訪問して発達の支援を行います。</p> <p>「放課後等デイサービス」により、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>「保育所等訪問支援」により、保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>	社会福祉課
児童福祉法 (障害児入所)	施設に入所している障害児に対しては、「福祉型障害児入所施設」により、医療機関に入院している障害児に対しては、「医療型障害児入所施設」により、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	社会福祉課

相談支援	<p>障害者には「計画相談支援」を、障害児には「障害児相談支援」として、申請時（支給決定前）にサービス等利用計画案を作成、決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成、利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>「地域定着支援」は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡調整を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p>	社会福祉課
補装具費の支給	<p>身体障害者（児）及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、職業や日常生活上の能率向上等を図るため、義肢や装具、座位保持装置、補聴器、車椅子、電動車椅子などの補装具費を支給します。</p>	社会福祉課
自立支援医療費の支給	<p>障害者（児）が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費（更生医療費・育成医療費・療養介護医療費・精神通院医療費）の支給や利用支援を行います。</p>	社会福祉課
地域活動支援センターの充実	<p>障害のある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うための「基礎的事業」を行うほか、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）の配置により、地域活動支援センターの機能を強化し、障害のある人の地域生活を支援します。</p>	社会福祉課
日中一時支援事業	<p>地域生活支援事業の「日中一時支援事業」を実施し、障害のある人の日中活動の場を確保するとともに、日常介護している家族の負担軽減を図ります。</p>	社会福祉課
日常生活用具給付	<p>身体障害者（児）及び難病患者の日常生活上の困難を改善し、自立支援及び社会参加を促進するための日常生活用具を給付します。</p>	社会福祉課
サービス内容の周知	<p>市広報紙等の各種紙媒体やインターネットホームページなど、多様な手段によって福祉サービス等の周知を図ります。</p>	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②経済的支援の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
各種年金・手当等の利用促進	障害のある人の家庭生活の安定のため、各種年金や手当等経済的支援制度の利用の促進を図ります。	社会福祉課
生活福祉資金貸付制度	他からの融資の受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な障害のある人や高齢者（65歳以上）のいる世帯に各種資金を貸付し、世帯の自立と安定を支援します。	社会福祉協議会

【具体的な施策・事業】：③高齢者福祉との連携の促進

施策・事業名	事業内容	担当部署
高齢者福祉との連携の促進	本市は、高齢障害者が多いことから、障害のある高齢者については高齢者のサービスとの連携を図り、障害者が幅広くサービスを利用できるように努めます。 また、高齢障害者の相談支援においても、基幹型地域包括支援センターや高齢者相談センターとの連携を図るなど、高齢者の相談体制とも連携を図ります。	健康支援課 社会福祉課

【具体的な施策・事業】：④「居住の場」の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
ニーズに対応した市営住宅の整備	市営住宅の整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮した構造に努めます。	建設課
民間住宅の整備促進	民間における障害者配慮住宅の建設促進を図るため、その普及・啓発に努めます。	建設課
生活の場づくり	障害のある人の自立生活の促進を図るため、グループホーム（「共同生活援助」事業）に入居する障害のある人を支援します。	社会福祉課
入所施設の確保	在宅での生活が困難で、入所が必要な障害のある人が、「施設入所支援」等のサービスを利用できるよう支援します。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：⑤障害者の医療費負担軽減

施策・事業名	事業内容	担当部署
重度心身障害者医療費等支給	重度心身障害者又はその保護者に対し、医療費の一部を支給して医療費等の負担の軽減をすることにより、健康の保持と生活の安定を確保します。	社会福祉課

第2節 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

1. 一般就労の促進

【現況と課題】

障害のある人が地域で自立した生活を行うためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。そのためには、ハローワークなどの労働行政機関と連携しながら、就労を希望する障害のある人への支援や事業主等への理解促進を図っていく必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人が、その適性と能力に応じた職業生活を通して、いきいきとした活力ある生活を実現し、社会に貢献することへの喜びを見出すことができるよう、障害のある人の一般雇用の促進に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
就労の促進	障害のある人の就労を促進するため、ハローワーク等が行う事業との連携強化に努めるとともに、広報紙などによるPR活動等の充実を図ります。	社会福祉課 商工課
就労支援体制の整備	障害のある人の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、「就労移行支援」「就労継続支援」を推進します。	社会福祉課 商工課
ジョブコーチの派遣	障害者の就業を支援するため千葉県障害者職業センターと協力し、ジョブコーチ（1号型職場適応援助者）の派遣を行い安定した雇用環境の実現を図ります。	社会福祉課 商工課

2. 福祉的就労の促進

【現況と課題】

障害の状況や本人の適性に応じて、多様な選択肢を確保するよう努める必要があります。

【今後の考え方】

○一般企業での就労が困難な重度障害者が働くことを通して、社会経済活動に積極的に参加することができるよう、福祉的就労機会の拡大に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
地域活動支援センター事業	障害のある人が、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動をすることができるように「基礎的事業」を実施し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。	社会福祉課
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立を図るため、一定期間、更生援護に熱意のある事業経営者に知的障害者を預けて、生活指導や技能習得訓練を行います。	社会福祉課

3. コミュニケーション支援施策の充実

【現況と課題】

聴覚障害者や言語障害者はコミュニケーション手段が限定されてしまうことが、社会参加にあたって大きなハンディとなり、生活する上で手話通訳や要約筆記は意思の伝達手段として重要な役割を果たしています。いつでも必要なときに手話通訳者等の派遣が行われることが求められています。

【今後の考え方】

○手話通訳者等の派遣により、コミュニケーションが円滑に図られるよう支援を提供していきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
意思疎通支援事業	千葉県聴覚障害者協会と協力して手話通訳者等の派遣を行います。	社会福祉課

4. 教育・保育の充実

【現況と課題】

障害のある子どもたちに対して、障害の種別に対応したきめ細かな教育を行う必要があります。

市では、障害児保育や学童保育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応の充実を図っています。また、教育に関する相談に随時応じることができるよう、就学相談体制の充実を図り、適切な教育が受けられるよう支援しています。

【今後の考え方】

○特別な支援を必要とする児童生徒が、その能力・適性と、発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう特別支援教育の環境の整備充実に努めるとともに、障害の種別に対応した教育指導体制の強化と教職員の資質の向上を図ります。また、障害に対する正しい認識を深めるための教育カリキュラムの拡充に努めるとともに、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設等のバリアフリー化を推進します。

○子どもから大人まで、障害のある人もない人もともに参画できる行事等の充実に努めるとともに、障害のある人自らが地域社会と交流する基盤整備に努めます。

【具体的な施策・事業】：①障害児保育の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
保育所	市内の保育所において、心身に障害のある幼児も障害のない幼児もともに集団保育を行い、発達を促し、社会生活を営むのに必要な能力を育みます。市内保育所、幼稚園へ特別支援教育非常勤講師、専門家チーム、相談員による巡回指導及びことばの指導を定期的に行っています。 また、障害児保育の充実を図るため、保育士の配置や研修、施設整備など受け入れ体制の充実に努めます。	子ども教育課
放課後児童対策	共働き家庭やひとり親家庭など、働きながら子育てをしている親たちが安心して働くことができるよう、授業の終了した放課後及び長期休業中、小学校1年生から4年生までの児童を対象とした学童保育を実施しています。また、幼稚園児を対象とした預かり保育も行っています。	子ども教育課

【具体的な施策・事業】：②就学相談の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
相談の充実	就学にあたって、児童の障害の状態や発達段階に応じた適切な教育を行うことができるよう、就学相談の充実を図ります。	子ども教育課
情報提供の充実	母子保健事業や保育所・幼稚園などとの連携を図り、障害のある児童の保護者への情報提供の充実を図ります。 また、就学前の療育支援や療育相談などについても、就学にあたってスムーズに支援が行えるよう関係各課及び関係機関との連携体制の確立を図ります。	健康支援課 子ども教育課 社会福祉課

【具体的な施策・事業】：③教育相談体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
就学相談体制の充実	障害の特性に応じ、適正な教育ができるよう、特別支援教育担当者の資質の向上、関係機関との連携を推進します。 また、きめ細やかな就学指導が行えるよう、教育支援協力員会議や巡回相談活動の充実、校内就学相談体制の充実を図ります。	子ども教育課
進路指導担当者の研修	小中連携や特別支援学校等の見学など、進路指導の充実のため、担当者の研修を推進します。	子ども教育課

【具体的な施策・事業】：④特別支援教育の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターの研修を進め、個別の児童生徒の障害に応じた「支援計画」を作成していくなど、幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実に努めます。	子ども教育課
教職員等の研修の充実	小・中学校における特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育担当者をはじめ、教職員・支援員に対し、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害を含めた専門的な研修を強化するなど、教職員の指導力の向上に努めます。 また、通常学級においても障害のある児童に対応できる専門性を持った指導ができるよう、今後も継続して全教職員に対する研修などの充実を図ります。	子ども教育課
障害に対応した環境整備の充実	特別支援教室をはじめとする学校施設について、障害に対応した教育を充実するため、必要に応じて改修や環境整備に努めます。	教育総務課

【具体的な施策・事業】：⑤交流教育の推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
児童生徒との交流の推進	学校教育において通常学級に通う児童生徒と障害のある児童生徒との交流を、安房特別支援学校との居住地校交流、学校間交流を障害の状況を踏まえながら推進します。	子ども教育課
地域社会との交流の推進	障害の有無にかかわらず、児童生徒と地域社会との交流を推進します。 また、そのため、地域における高齢者等の人材の活用を図ります。	健康支援課 子ども教育課 社会福祉協議会

5. 地域福祉体制の推進支援

【現況と課題】

障害のある人の自立と社会参加のためには、地域社会全体（市民・地域・行政）で障害や疾病への正しい理解を深めていく必要があります。

また、障害のある人を身近な地域で支えるための支援体制が必要です。

【今後の考え方】

○障害者に対する理解を深めていくための、広報・啓発活動に努めます。

○地域での障害者を支えるボランティア活動の推進や、ボランティアの養成を図ります。

○障害者の相談体制の整備を推進します。

【具体的な施策・事業】：①啓発広報活動

施策・事業名	事業内容	担当部署
「障害者週間」の周知	「障害者週間」(12月3日～9日)をきっかけとして、障害や障害のある人を取り巻く問題を市民が理解できるよう、広報紙やポスターによるPRなどに努めます。	社会福祉課
福祉教育の推進	学校教育等を通じて障害のある人や高齢者などに対する理解を深めるための機会や、ボランティア活動への理解を深めるよう福祉教育の推進を図ります。	子ども教育課 社会福祉協議会
広報活動の充実	市広報紙をはじめとして、多様な方法、媒体による情報提供の充実を図ります。	秘書広報課
障害福祉制度の周知	障害福祉等の諸制度を周知するため、『障害者福祉制度のご案内』の作成を継続し、その周知に努めます。 また、障害等により、支援や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」をはじめ、障害者のための各種マークの周知に努めます。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②ボランティア活動の促進

施策・事業名	事業内容	担当部署
ボランティア活動の推進	ボランティア団体の活動支援やボランティアの養成を図り、障害のある人の地域生活を支援するための活動の輪を広げるよう努めます。	社会福祉協議会

【具体的な施策・事業】：③相談支援体制及び情報の収集・提供

施策・事業名	事業内容	担当部署
身近な相談窓口の充実	<p>障害のある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図ります。</p> <p>また、地域活動支援センター（I型）では、3障害等について、一元的に相談を実施します。また、常勤の相談支援専門員を配置し、主に次のような相談を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のための必要な援助 ・専門機関の紹介 <p>さらに、機能強化として、一般的な相談支援に加え、専門的職員（精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等）を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等に対応します。</p>	社会福祉課
地域における相談活動の充実	<p>相談活動を充実させるため、電話、面接、訪問による相談の充実を図ります。</p> <p>また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域における相談活動の充実を促進します。</p>	社会福祉課
専門機関との連携の確立	<p>県の機関や医療施設等との連携に努め、専門的相談、サービスの提供を充実させます。</p>	社会福祉課
ピアカウンセリング	<p>関係機関等との連携を図り、機会の提供を検討していきます。</p>	社会福祉課
担い手の確保	<p>学校教育等を通じて福祉体験講座やボランティアスクールなどを開催し、障害のある人や高齢者に対する理解を深めます。</p> <p>また、ボランティア活動の普及と啓発を行い福祉教育の推進を図ります</p>	子ども教育課 社会福祉協議会
福祉総合相談窓口（総合案内）の設置	<p>福祉に関する困りごとを中心に、様々な悩みや相談を聴き、適切な相談先へつなぐ福祉総合相談窓口の設置を関係機関と検討していきます。</p>	社会福祉課 健康支援課

6. スポーツ・文化活動等への参加の支援

【現況と課題】

生きがいを持って輝いて生きるためには、スポーツ・文化活動の場など生涯学習の機会が必要です。

市ではこれまで、市民の自主的、主体的なスポーツ・文化活動等への支援の他、公民館等で生涯学習の機会の提供をしてきました。これらの活動の中で、障害者でも参加しやすいスポーツ・文化活動や生涯学習を提供できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者団体等と連携しながら、スポーツ活動等の取り組みを進める必要があります。

【今後の考え方】

○障害者の社会参加を支援し、生きがいづくりを推進するため、障害者の参加しやすい生涯学習の場を提供していけるように努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
施設の整備	障害のある人も参加できるよう、社会体育施設や社会教育施設等について、障害に配慮した施設の整備を推進します。	生涯学習課
生涯学習の機会の提供	公民館等における講座や教室の開催など、障害者も参加できる学習機会事業の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	健康増進や生きがいづくりの場として、障害者も参加できる、各種スポーツやレクリエーション活動の場を提供していきます。 また、今後は障害を理解し適切な指導ができる指導者を確保するなど、障害のある人のスポーツ活動等を支援するため、研修や取り組み方法などを検討していきます。	生涯学習課
身体障害者スポーツ大会への支援	障害のある人がスポーツ・文化等の活動に参加しやすくなるよう障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。	社会福祉課

第3節 すべての人にやさしいまちづくり

1. 建築物の整備

【現況と課題】

本市の公共建築物や公共的民間建築物の障害のある人への配慮は必ずしも十分とは言えません。障害のある・なしにかかわらず、市民だれもが安全で快適に暮らせる地域社会を実現するため、「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進することが必要です。

【今後の考え方】

○障害のある人が自由に外出でき、移動しやすいまちにするため、公共建築物及び公共的民間建築物について障害のある人の利用に配慮した整備を進めます。障害のある人をはじめすべての市民が安全かつ快適に外出できるよう、市街地整備、道路整備等と併せて歩行空間の整備を計画的に推進していきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	県の「福祉のまちづくり条例」に基づいて既存の公共施設の点検を行い、適合しないものについて、建て替え等の機会に整備を推進します。	関係各課

2. 移動支援の推進

【現況と課題】

本市は、令和2年4月1日現在で人口37,444人ですが、面積は230.12k㎡と広大であり、人口密度は1k㎡当たり約163人となっており過疎地です。若者の人口流出などにより過疎化は顕著に進んでおり、高齢化率は45.7%で、全国平均を大きく上回る地域となっています。65歳以上の運転免許非保有率は4割程度となっており、運転免許を持たない方の日常の移動については、自らの運転以外の公共交通を含めた他の移動手段となっています。今後も移動困難者が増加していくことが見込まれます。

また、市内の公共交通は利用者ニーズと一致していない部分もあり、高齢者のみならず障害者についても交通手段の確保は大きな課題です。

集落は点在しており、医療機関や商店、公共施設も分散し、遠距離であるため、日常生活を維持するための、移動手段が必要となっています。

【今後の考え方】

○障害のある人の日常生活や社会活動を容易にし、生活領域の拡大を図るため、交通施策の推進とともに、移動支援の推進に努めます。

【具体的な施策・事業】：①移動・交通手段の整備

施策・事業名	事業内容	担当部署
コミュニティバス等の推進	市民の利便性を確保するため市営路線バスや廃止代替バス等の維持存続に努めます。また、地域の実情やニーズを勘案して、バス事業者の運行する路線バスを含めて、運行形態や路線バスの再編について南房総市地域公共交通計画及び南房総・館山地域公共交通計画に基づいて検討をします。 障害のある人が利用しやすい車種の導入やバス停の整備改善について関係機関に働きかけを行います。 また、運賃・その他のサービスについても、障害者の利用促進のため、今後も継続して減免制度が維持できるよう努めます。	企画財政課 社会福祉課
移送サービス事業の推進	買い物や通院の支援を行い、高齢者や障害のある人の社会参加の促進を図るため、ボランティアによる有償の移送サービスを実施します。	社会福祉協議会
障害者の社会参加支援	障害者の社会参加の促進のため、福祉タクシー券の助成や自動車の改造、自動車の運転免許取得について助成します。	社会福祉課
身体障害者補助犬法の周知	「身体障害者補助犬法」の内容について公共施設、商店、民宿等への周知・啓発を行い、補助犬の同伴が円滑に実現するように努めます。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②歩行空間の整備

施策・事業名	事業内容	担当部署
歩道の整備	障害のある人が外出しやすい道路づくりを進めるため、県の「福祉のまちづくり条例」を基本として幅の広い歩道の設置や段差の解消などに努めます。	建設課
駐車場の整備	歩道上への違法駐車のを解消を進めるため、公共施設等の駐車場整備や、身体障害者用の駐車スペースの整備に努めます。	関係各課

3. 防災・防犯対策

【現況と課題】

障害のある人や災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者は、平時から状況を把握することが、災害時の円滑な避難につながります。

【今後の考え方】

○障害のある人や避難行動要支援者を災害や犯罪から守るため、地域連携による体制整備を進めます。また、行動に制約のある障害のある人を災害から守るため、災害時・緊急時の情報収集・提供体制や避難誘導対策の充実、災害を防ぐための基盤の整備を図ります。さらに、支援を必要とする人と支援ができる人を迅速につなぐため、オンラインでの情報共有手段などを検討します。

【具体的な施策・事業】：①防災体制

施策・事業名	事業内容	担当部署
避難所の確保	障害のある人や避難行動要支援者の安心安全が確保できる避難所の確保に努めます。 また、学校施設等の公共施設の整備にあたっては、障害のある人の利用に配慮したものとなるように努めます。 なお、地域防災計画に基づき福祉避難所受入協定を締結した福祉施設等へ受け入れを委託します。	消防防災課 社会福祉課 教育総務課
避難道路の確保	避難所までの市道の確保・整備等に努めます。	建設課
地域連携による体制整備	避難行動要支援者を緊急時に速やかに確認等できるよう、平時から避難行動要支援者名簿を作成します。また、行政区、民生委員・児童委員や関係機関等との地域連携による安否確認や避難等の支援体制づくりを推進します。	社会福祉課 市民課 消防防災課
自主防災組織の設置	災害時には、その初動体制として地域における住民自身による活動が重要であることから、「地域防災計画」の施策・事業と連携を図りながら、障害のある人の安全に配慮した「自主防災組織」の育成に努めます。	消防防災課
災害ボランティアの育成と確保	災害ボランティア養成講座などにより、被災後、復旧・復興活動を行うボランティアの育成と確保に努めます。 災害時には、災害ボランティアセンターを開設し、被災者の支援活動を行います。	消防防災課 社会福祉課 社会福祉協議会
平時からの災害時の支援体制の構築	避難行動要支援者が日頃から周りの人と話し合い、作成する「私の防災手帳」の配布に努めます。 また、避難行動要支援者以外の障害のある人について、災害時に適切な援護を行えるよう支援体制の一層の充実を図っていきます。	社会福祉課 関係各課

【具体的な施策・事業】：②防犯体制

施策・事業名	事業内容	担当部署
防犯体制	各種防犯協力会など、地域の防犯活動を推進していきます。	消防防災課

第7章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第7章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 地域生活移行と就労支援等の成果目標

1. 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標

(1) 地域生活への移行

国は、「令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」を基本指針に掲げています。

本市では、福祉施設から地域生活に移行する人数の目標を3人と設定します。

項目	数値目標		備考
令和元年度末の施設入所者数	基準値	63人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	3人(6%)	令和元年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上がグループホーム、一般住居等へ移行する。

(2) 施設入所者数の削減

国は、「令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること」を基本指針に掲げています。

本市では、施設入所支援の利用の需要があることから、施設入所者数については現状を維持し、削減数は0人(0%)と見込んでいます。

項目	数値目標		備考
令和元年度末の施設入所者数	基準値	63人	令和元年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	0人(0%)	現状の施設入所者数を維持する。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定 ○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点69%以上、入院後6か月時点86%以上、入院後1年時点92%以上）とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数及び1年以上の長期入院患者数、早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、市では数値設定を行わない。 ○引き続き、保健・医療・福祉関係の協議の場での協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備を図る。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国では、「障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する」を基本指針に掲げています。

本市では、相談や緊急時の受け入れ、その他必要な支援や体制づくりを行う、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目指します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
目標値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等を市又は圏域に、1箇所以上整備することについて検討する。
目標値	1箇所（令和5年度末）

4. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 福祉施設から一般就労への移行

国では、「令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍の人数が移行することとし、そのうち就労移行支援事業は1.3倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すこと」を基本指針で掲げています。

これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

区 分	数 値		数値目標設定の考え方
年間一般就労移行者数	基準値	4人	令和5年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	5人 (1.27倍)	
移行支援事業による年間一般就労移行者数	基準値	2人	令和5年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	3人 (1.3倍)	
就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	基準値	0人	令和5年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	0人	
就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	基準値	2人	令和5年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	2人 (1.23倍)	

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国では、「就労移行支援事業の利用者数においては、令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」を基本指針で掲げています。

国の基本指針	○令和5年度における、就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
目標値設定の考え方	○就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割になることを目指すこととして設定する。
目 標 値	7割（令和5年度末）

(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

国の基本指針	○令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	○市内に就労定着支援事業所がないため、目標設定は行わない。

5. 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画における成果目標）

（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	○児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
目標値設定の考え方	○児童発達支援センターを市又は圏域に、1箇所以上設置することについて検討する。
目標値	1箇所以上（令和5年度末）

国の基本指針	○令和5年度末までに、各区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	○保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。
目標値	令和5年度末

（2）重症心身障害児の支援体制の整備

国の基本指針	○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市又は圏域に、1箇所以上確保することについて検討する。
目標値	1箇所以上（令和5年度末）

（3）医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

国の基本指針	○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
目標値設定の考え方	○既に設置された協議の場を活用し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を促進するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討する。
目標値	・協議の場は引き続き維持・活用を図り、医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討（令和5年度末）

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することについて検討する。
目標値	総合的・専門的な相談支援体制の確保に向けた検討（令和5年度末）

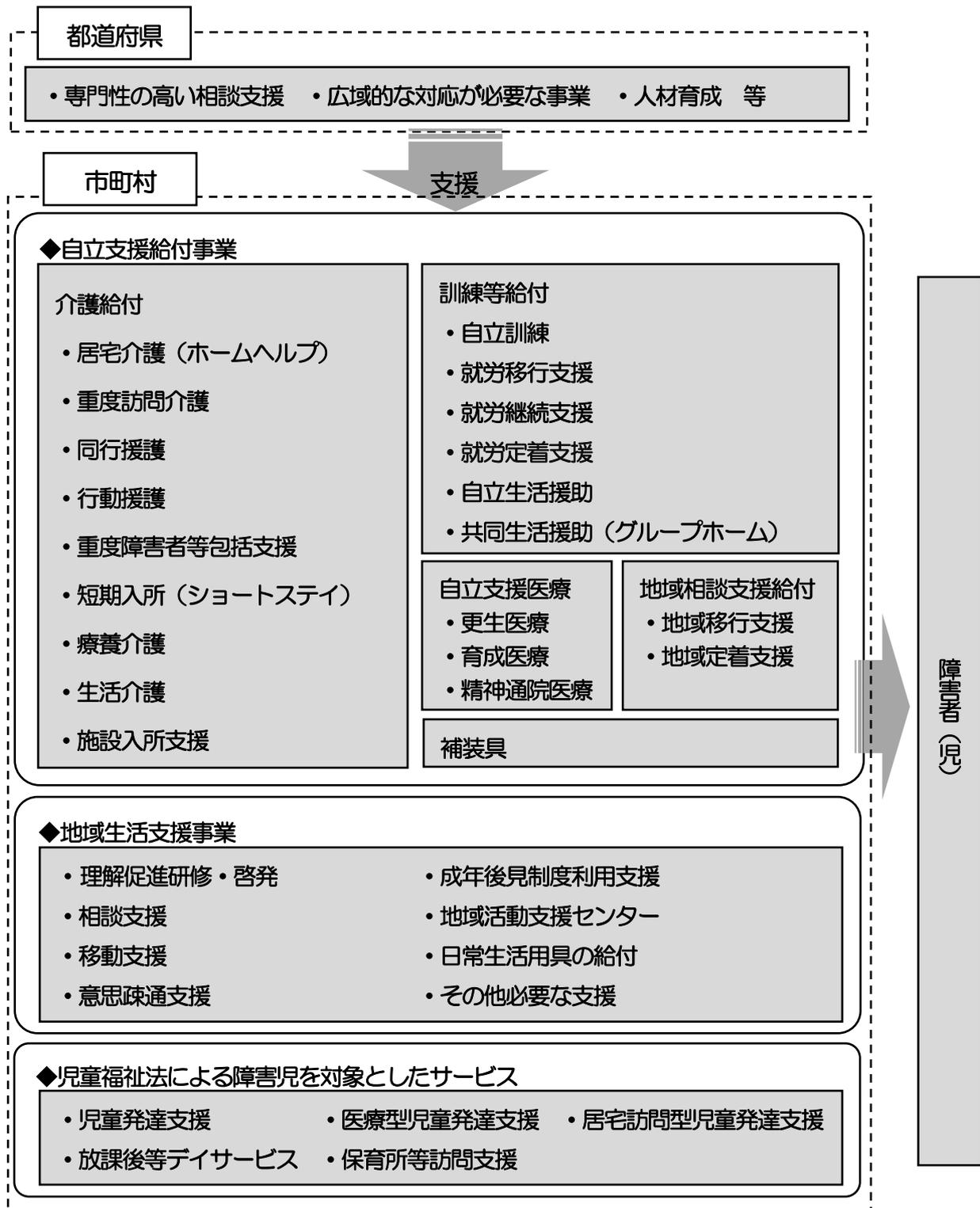
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
目標値設定の考え方	○千葉県等が実施する研修を積極的に活用し、職員の知識の理解や修得を図る。
目標値	体制の構築（令和5年度末）

第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策

1. 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付事業及び地域生活支援事業、児童福祉法による障害児を対象としたサービスで構成されています。



2. 自立支援給付事業

(1) 訪問系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・行動援護 ・重度訪問介護	513時間	579時間	547時間	582時間	620時間
	53人	46人	53人	53人	53人
同行援護	19時間	8時間	19時間	19時間	19時間
	1人	2人	2人	2人	2人
重度障害者等包 括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人	0人	0人

【サービス量の見込みの考え方】

居宅介護・行動援護・重度訪問介護は利用時間の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。
同行援護・重度障害者等包括支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

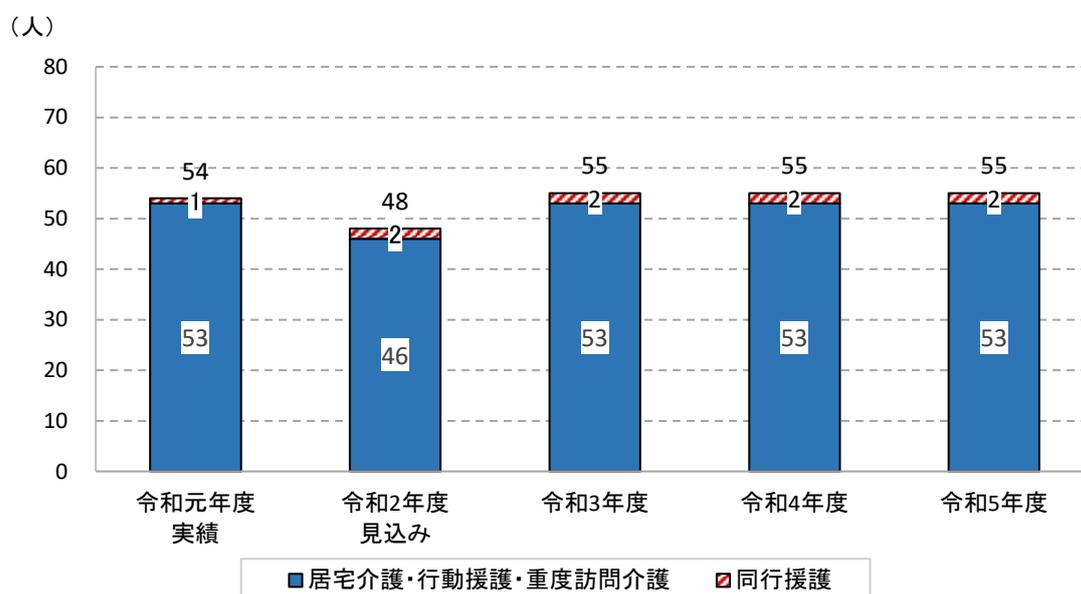
【提供体制の確保】

訪問系サービスの利用ニーズが高いことから、引き続き質の高い必要な量のサービスを提供できるように努めます。

指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の確保を図ります。

図 訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(2) 日中活動支援サービス

①療養介護・生活介護

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	668人日	468人日	676人日	684人日	692人日
	2人	2人	2人	2人	2人
生活介護	2,591人日	3,038人日	3,168人日	3,304人日	3,445人日
	160人	158人	163人	165人	168人

【サービス量の見込みの考え方】

療養介護は現在の実績を維持するものと見込みます。

生活介護は利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

地域自立支援協議会、特別支援学校等と連携し、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、障害のある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。

図 生活介護の利用人数の推移と見込み（人・人日）



②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練 （生活訓練）	146人日	217人日	217人日	225人日	233人日
	25人	27人	27人	28人	29人

【サービス量の見込みの考え方】

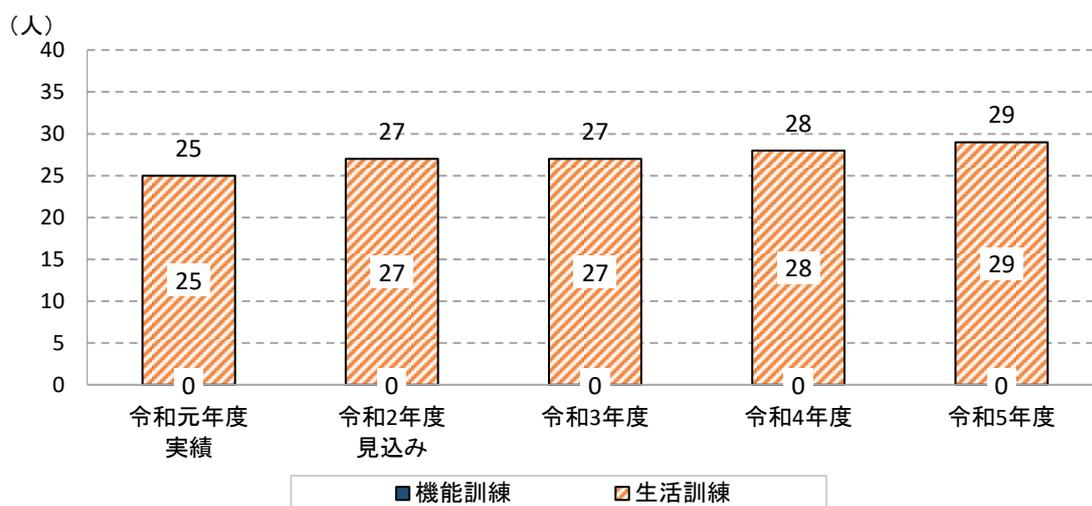
自立訓練（機能訓練）は近年では利用が少ないものと想定します。

自立訓練（生活訓練）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、サービスの向上に努めます。

図 自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人／月）



③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	55人日	41人日	60人日	65人日	71人日
	8人	7人	8人	9人	10人
就労継続支援 (A型)	178人日	190人日	183人日	189人日	195人日
	9人	8人	9人	10人	11人
就労継続支援 (B型)	1,834人日	2,414人日	1,963人日	2,101人日	2,249人日
	132人	139人	136人	141人	145人
就労定着支援	1人	1人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

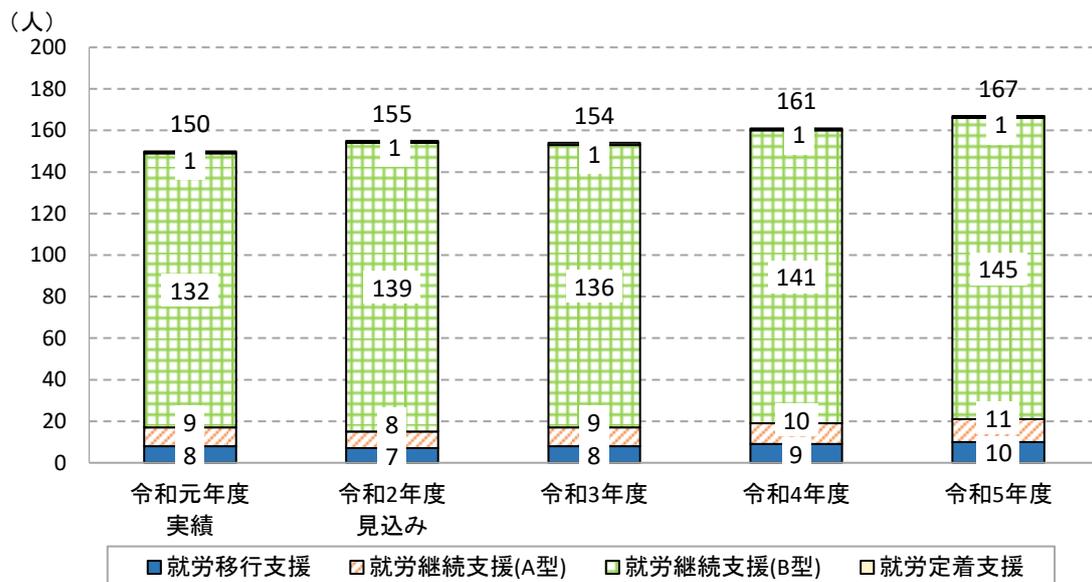
就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

就労移行支援や就労継続支援については、関係機関と連携を図り、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意しながら、きめ細かなサービスの実施を促進していきます。

また、就労定着支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



④短期入所

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	230人日	289人日	236人日	242人日	248人日
	39人	21人	39人	39人	39人

【サービス量の見込みの考え方】

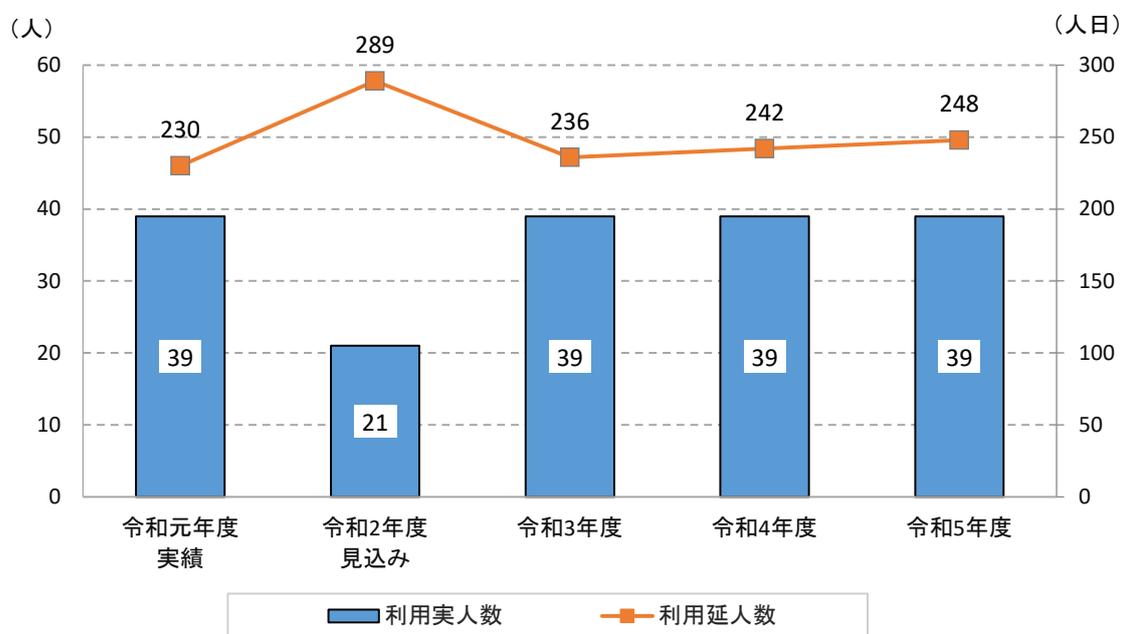
短期入所は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

身近な地域の事業所での短期入所利用枠の確保や新設を促進するとともに、相談支援事業所と連携しながら、緊急時の受け入れに対する柔軟な対応を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする障害児への支援について、ニーズや地域資源の状況を踏まえながら、短期入所事業所等のサービス提供体制の充実を図ります。

図 短期入所の利用人数の推移と見込み（人・人日）



(3) 居住系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (GH)	2,771人日	3,282人日	3,040人日	3,335人日	3,659人日
	107人	111人	119人	133人	148人
施設入所支援	63人	63人	63人	63人	63人
自立生活援助	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

共同生活援助（GH）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。
施設入所支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

【提供体制の確保】

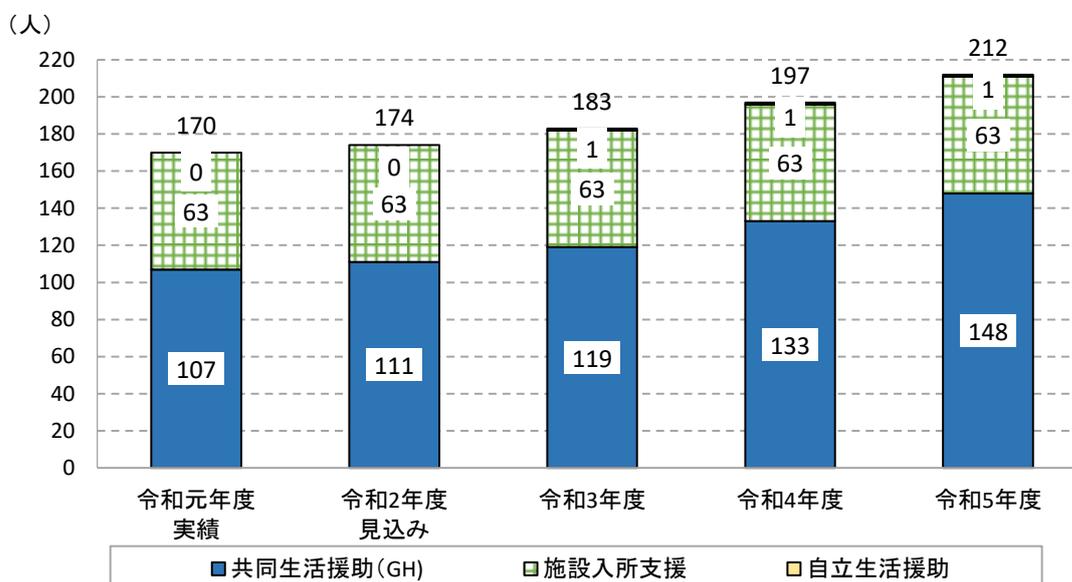
障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を図り、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については地域生活移行に努めるとともに、本市では介護者の高齢化が見られ、今後のニーズは増加していくものと考えられることから、需要動向を見ながら、提供体制の確保に努めます。

強度行動障害のある方の生活の場を確保するための仕組みづくりや、各関係機関の連携の強化を図ります。

また、自立生活援助は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 居住系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(4) 相談支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	169人	159人	178人	187人	197人
地域移行支援	0人	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

計画相談支援は実績では減少していますが、利用意向の高さなどを踏まえ、今後の増加を見込みます。

地域移行支援、地域定着支援は近年では利用が少ないものと想定します。

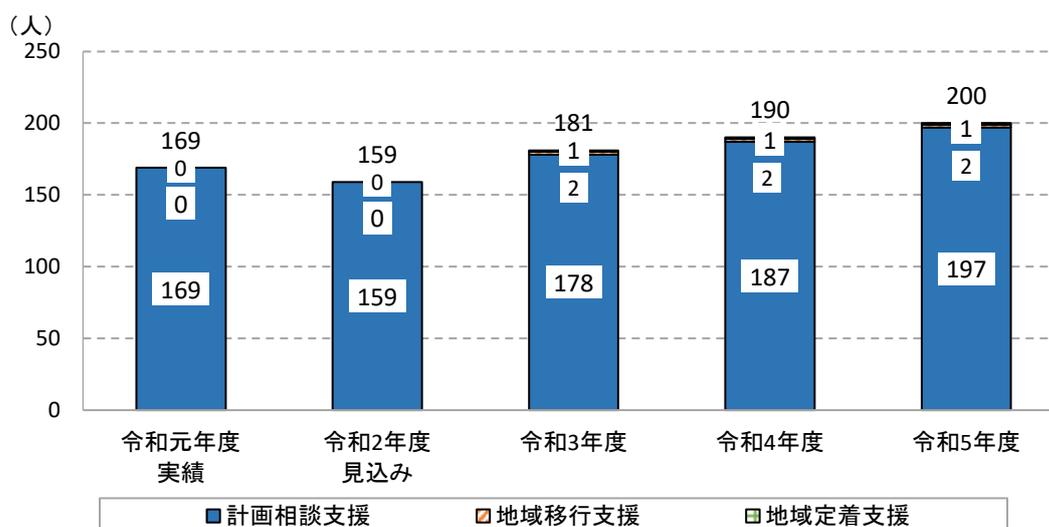
【提供体制の確保】

サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。

専門的な相談支援が実施できる体制を整えるとともに、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進していきます。

関係機関との連携体制を確保し、障害の特性に応じた緊急時の対応等ができるように、地域定着の支援に努めます。

図 相談支援の利用実人数の推移と見込み（人/月）



(5) 発達障害者等に対する支援

【量の見込み（一月あたり）】

種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	検討	検討	検討
ペアレントメンターの人数	—	—	検討	検討	検討
ピアサポート活動への参加人数	—	—	検討	検討	検討

【量の見込みの考え方】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

なお、本市においては発達障害者等に対する支援に関する各取り組みの実施前であることから、令和3年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

障害児等の親へのペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施する団体等と連携を図り、支援プログラム等の開催を支援します。

発達障害者等のピアサポート活動については、活動状況の把握に努めます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【量の見込み】

種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年	
加者数 協議の場への関係者の参加者数	保健	1人	1人	1人	1人	
	医療：精神科	8人	8人	8人	8人	
	医療：精神科以外	2人	2人	2人	2人	
	福祉	22人	22人	22人	22人	
	その他	3人	3人	3人	3人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
精神障害者	地域移行支援	0人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
	地域定着支援	0人	0人	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	44人	42人	44人/月	46人/月	47人/月
	自立生活援助	0人	0人	1人/月	1人/月	1人/月

【量の見込みの考え方】

協議の場の開催回数は、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。

協議の場への関係者の参加者数は、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

【提供体制の確保】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的で開催します。

(7) 令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

【量の見込み】

令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、12人とします。

【量の見込みの考え方】

千葉県が定める令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量をもとに設定しています。

(8) 相談支援体制の充実・強化

【量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談 支援の実施	—	—	検討	検討	検討
相談支援事業者に対す る専門的な指導・助言 件数	—	—	—	—	—
相談支援事業者の人材 育成の支援件数	—	—	—	—	—
相談機関との連携強化 の取り組み実施回数	—	—	—	—	—

【量の見込みの考え方】

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定します。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定します。

なお、本市においては総合的・専門的な相談支援に関する取り組みの実施前であることから、令和3年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

相談支援体制の充実・強化に向けて、相談事業者との連携強化を図ります。

(9) サービスの質を向上させるための取り組み

【量の見込み（一年あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種研修の活用	—	—	2人	2人	2人
障害者自立支援審査 支払等システム等 による審査結果の共有 回数	—	—	検討	検討	検討

【量の見込みの考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

なお、本市においては障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数に関する取り組みの実施前であることから、令和3年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

市職員は、県が開催する研修への積極的な参加を進め、サービスの質の向上に努めます。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制構築に努めるとともに、障害福祉サービスの利用実態の把握とニーズの検証に活用します。

(10) 障害児支援サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	32人	34人	35人	38人	42人
児童発達支援	6人	6人	7人	8人	9人
医療型児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	37人	34人	41人	45人	49人
保育所等訪問支援	2人	0人	2人	2人	2人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置人数	—	—	検討	検討	検討

【サービス量の見込みの考え方】

障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスは利用人数の実績の伸びを考慮し、今後とも増加を見込みます。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して見込みます。

なお、医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置人数については、本市においてサービスの実施前であることから、サービスの実施・提供体制の検討を進めていくことを目標とします。

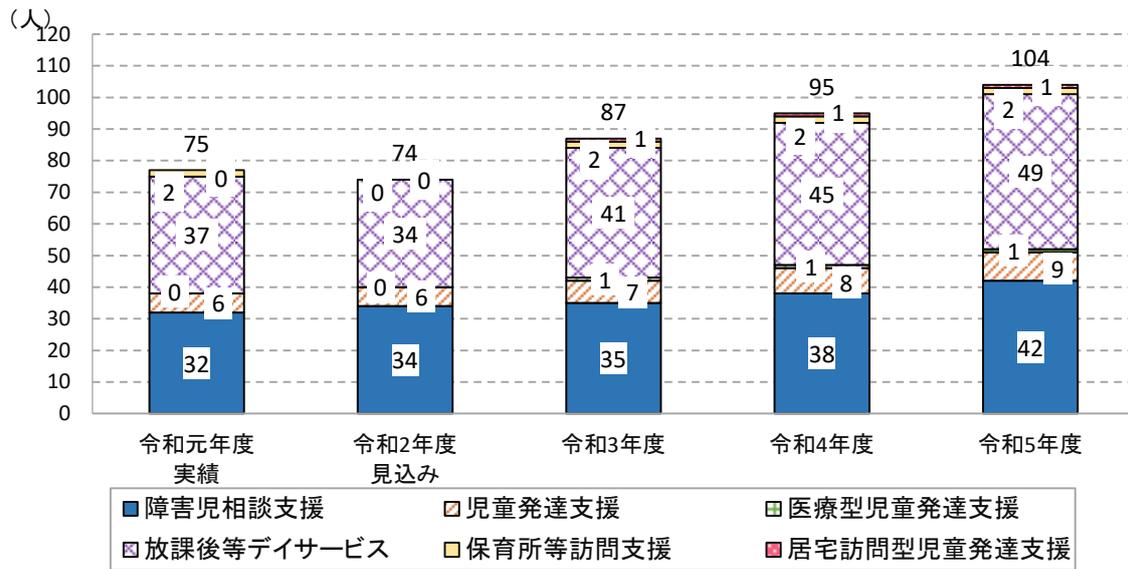
【提供体制の確保】

障害児支援に関するサービスは、利用者のニーズを的確に把握し、児童の心身の状況や生活環境などを考慮しながら必要なサービス量の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

コーディネーターの配置については、相談支援事業所等と連携を図り実施し、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を利用しながら体制整備を進めます。

図 障害児支援サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	無	検討	検討	検討	実施	
自発的活動支援事業	無	検討	検討	検討	実施	
相談支援事業	2,241人	2,300人	2,434人	2,644人	2,872人	
成年後見制度利用支援事業	4人	4人	4人	4人	5人	
成年後見制度法人後見支援事業	無	検討	検討	検討	実施	
意思疎通支援事業	6人	5人	6人	6人	6人	
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	3件	5件	5件	5件	5件
	自立生活支援用具	1件	5件	5件	5件	5件
	在宅療養等支援用具	1件	5件	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	5件	4件	5件	5件	5件
	排泄管理支援用具	1,121件	947件	1,136件	1,150件	1,165件
	居宅生活動作補助用具	0件	3件	3件	3件	3件
手話奉仕員養成研修事業※	4人	2人	3人	3人	3人	
移動支援事業	0人	2人	2人	2人	2人	
	0回	1回	1回	1回	1回	
地域活動支援センター (I型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	3.56人	3.6人	4人	4人	4人	
地域活動支援センター (III型) オレンジハウス鴨川	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	0.57人	0.5人	1人	1人	1人	
地域活動支援センター (III型) 茶の間トミー	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	2.19人	2.2人	2人	2人	2人	

※「手話奉仕員養成研修事業」の単位は受講修了者数

【サービス量の見込みの考え方】

必須事業については、現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を実施します。

現在提供されていない事業については、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討していきます。

(2) 任意事業

【サービス量の見込み】

サービス種別	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	10人	9人	10人	11人	12人
	460回/年	436回/年	494回/年	531回/年	571回/年
訪問入浴サービス事業	3人	4人	4人	4人	4人
	111回/年	178回/年	178回/年	178回/年	178回/年
福祉タクシー利用助成事業	78人	85人	85人	85人	85人
	893千円	935千円	935千円	935千円	935千円
知的障害者職親委託制度	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得助成事業	0人	2人	2人	2人	2人
身体障害者用自動車改造費助成事業	0人	1人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

任意事業について、日中一時支援事業は利用人数、利用回数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

その他の事業については現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、今後の需要動向を見ながら、多様な支援を実施します。

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の内容を達成するためには、保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化するとともに、県等の関係機関や近隣市町、民間など多様な主体と相互に連携を強化し、障害者施策が総合的・効果的に展開できるよう図る必要があります。

1. 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要になります。今後も計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画の推進に当たっては、障害のある人やその家族、サービス提供事業者など障害のある人を取り巻く現状や今後の動向等を考慮する中で、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

2. 障害福祉サービスの提供体制の整備

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、サービスの提供体制の拡大を図ります。

3. 関係者や関係機関との連携の推進

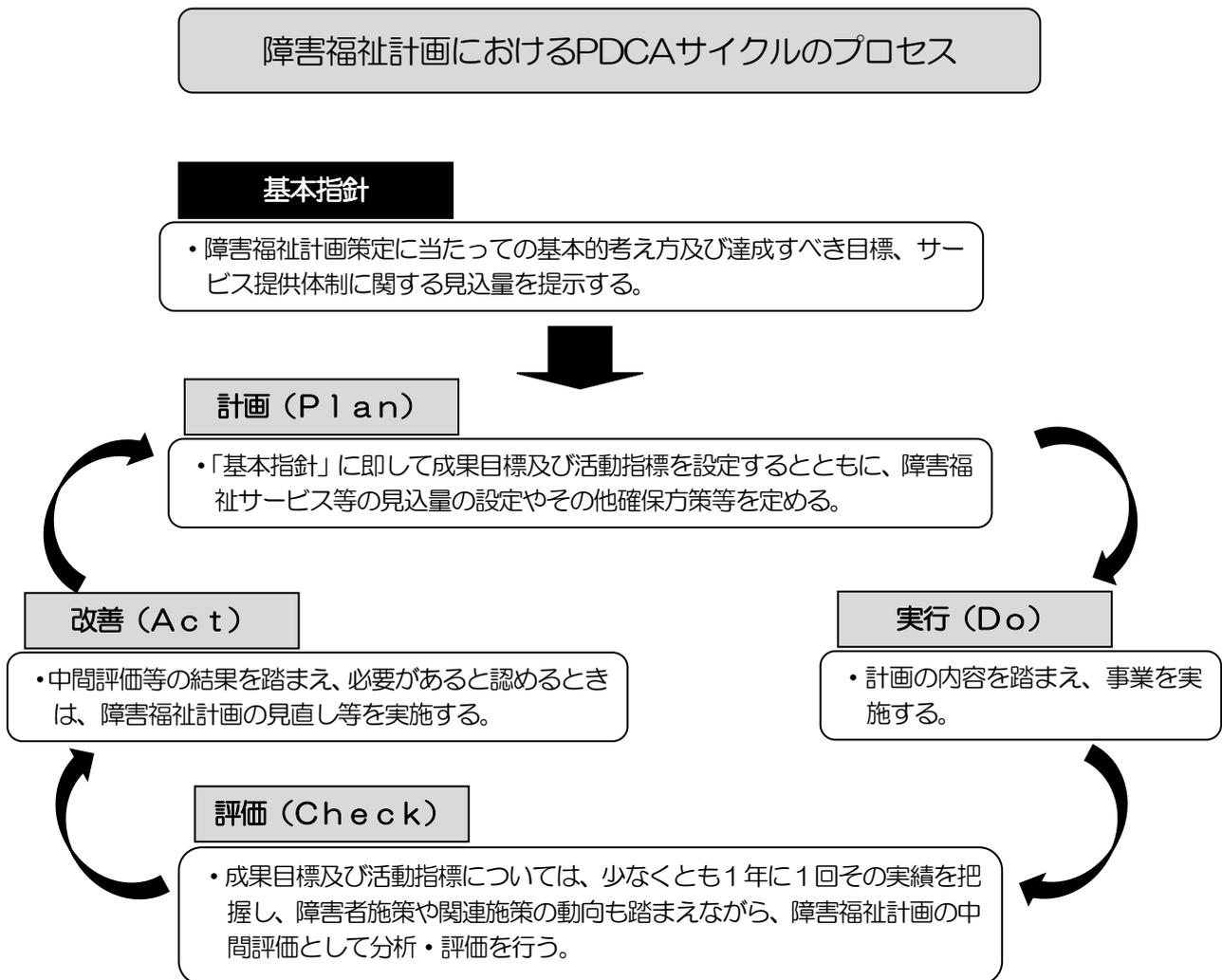
障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、保健、教育、就労、医療・まちづくりなど幅広い分野の連携を図る必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体や保健・医療関係者、教育関係者など様々な関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

第2節 計画の進行管理体制

1. 計画の進行管理

障害福祉計画で定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することや、その他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルの考え方を取り入れます。



2. 計画におけるPDCAサイクル

本計画では国の基本方針に即して定めた数値目標を成果目標とし、各サービスの見込量を活動指標としています。

事業の実施に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、点検・評価を行います。

3. 国・県・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や県の動向に留意するとともに、国や県の制度を積極的に活用し、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するため、周辺自治体等の連携に努めます。

参 考 资 料

1. 南房総市障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者に係る計画の策定に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の南房総市障害者計画等策定委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この規則の規定により選任された委員長又は副委員長とみなす。

2. 南房総市障害者計画等策定委員会委員名簿

第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）

役職	氏名	備考
委員長	渋谷 幸一	社会福祉法人南房総市社会福祉協議会 会長
副委員長	山口 喜男	社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎和田浦 施設長
委員	鈴木 孝徳	南房総市立富山国保病院 院長
委員	芳賀 裕	南房総市行政連絡協議会 会長
委員	早川 敏男	南房総市民生児童委員協議会 会長
委員	長谷川 政義	南房総市身体障害者相談員
委員	小柴 美智子	南房総市知的障害者相談員
委員	小倉 敏幸	南房総市心身障害者（児）福祉会 副会長
委員	岡田 まゆみ	社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター 施設長
委員	佐藤 剛士	千葉県立安房特別支援学校 教諭
委員	田中 光弘	館山公共職業安定所 統括職業指導官
委員	島村 裕次	安房健康福祉センター 精神保健福祉相談員
委員	宇山 英裕	教育委員会子ども教育課 課長

3. 計画策定の経過

実施日・開催日	実施事項
令和2年 8月26日	第1回策定委員会 ・委員長及び副委員長の選出について ・計画策定の趣旨について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和2年 9月～10月	アンケート調査実施 ・障害者福祉アンケート ・障害福祉サービス事業所アンケート
令和2年12月10日	第2回策定委員会 ・第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）素案について ・今後のスケジュールについて
令和2年12月24日	第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）素案の千葉県への意見照会
令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）素案のパブリックコメント実施
令和3年 2月 9日	南房総市地域自立支援協議会への意見照会
令和3年 2月22日	第3回策定委員会（書面決議） ・計画素案の意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ・第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）（案）について

第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）

発行年月 令和3年3月

発行 南房総市保健福祉部社会福祉課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

TEL 0470-36-1151 FAX 0470-36-1133

